

地名散歩

第67回 踏切と地名の関係

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

筆者の地元・東京都日野市を走るJR中央線には「黒川踏切」がある。場所は豊田駅の東側で、所在地は日野市豊田と東豊田のちょうど境界なのだが、これが40年以上も前に廃止された旧小字(上黒川・下黒川)であることを知って興味を持った。その後ある雑誌に「中央線全踏切踏破」などと題して三鷹～高尾間(のいわゆる国電区間)の38か所を全部訪れて記事を書いたものである。昔の小字が保存されているのではないかという期待からだ。今では三鷹～立川間が高架化されてこのうち18か所が消えてしまったので、この時に撮った全部の踏切写真は今では貴重な記録である。

たとえば三鷹車両センターの西側にある新道北踏切は武蔵野市大字境の旧「字新道北」を採ったものだし、武蔵境～東小金井間の山中、西原の両踏切もやはり大字境の旧小字であっ

た。採用される地名は小字ばかりではなく、その次の梶野新田踏切(小金井市)は小金井市の旧大字で、享保年間(1716～36)に開発された梶野新田に由来する。戦後も「小金井町大字梶野新田」として存続していたが、市制施行した昭和33年(1958)に梶野町と改称されて新田地名としては消えた。新田を地名から外す作業は東京市が昭和7年(1932)に周辺82町村を大々的に編入した際に行ったが、戦後に相次いで市制施行した多摩地区でも踏襲されたのである。それでも踏切名のおかげで、かつての地名が細々と現地に伝えられてきた。残念ながら地元の住民にはあまり意識されていないけれど。

地名は必ずしも正式名称とは限らない。八王子～西八王子間は2.2キロの駅間に9か所の踏切がひしめいているが、その中の梅原横町踏切は江戸期にこの地で活躍した豪商の梅



最近の高架化で踏切が解消された中央線。山中踏切(大字境字山中)、梶野新田踏切(大字梶野新田)の地名が現役だった頃。1:25,000 「吉祥寺」昭和7年要部修正



山手貨物線に現存する代々木駅南側の厩道踏切は旧千駄ヶ谷村の字厩通にちなむ。南東へ進むのは青山街道。右上の空白は新宿御苑。1:10,000 「四谷」大正10年修正

原氏にちなみ、桜横町踏切は、かつての桜並木に由来するそう。いずれも通称地名だが、そもそも「正式な小字」は地租改正時に地元の意向と関係なく勝手に命名されたケースも多く、そんな場合にはむしろ通称地名の方が地元で馴染みがあったりする。もちろん現在でも通用しているかどうかは別であるが……。

その他に多いのが道路の名称である。武蔵小金井駅のすぐ東側にあった小金井街道踏切などは朝のラッシュ時の1時間のうち58分ほど閉まっている「開かずの踏切」として有名だった。地元では朝の時間帯は「あそこに道路は存在しない」と認識されており、むしろクルマがほとんど待っていないのが印象的だったが、事情を知らないクルマが紛れ込むとお気の毒だった。それはともかく小金井街道のように現役で使われている名称だけではなく、たとえば八王子の件の踏切集中箇所にある国道16号の踏切など「相模街道踏切」と、今では誰も使いそうにない名称である。4車線の堂々たる2ヶタ国道が天下の中央線と平面交差しているのはある意味「奇観」で、立体化は必須であろうと思うが、この貴重な記念碑的踏切名がなくなってしまうのは惜しい。

当時取材していてどうしても不明だったのが、武蔵境駅のすぐ東側の五^ご宿^{しゆく}踏切である。周辺の小字には見当たらず、いろいろと調べてみたら「布田^{ふだ}五宿」に由来するらしいことに気がついた。これは甲州街道の国領・下布田^だ・上布田^{かみ}・下石原・上石原の5つの宿場町を指すが、いずれも規模が小さいために毎月6日ずつ宿場の仕事を分担する取り決めがあり、五宿合わせて1つの宿場の役割を果たしていた。その五宿に至る道(五宿道とでも呼んだのか)に設置された踏切という意味なのだ

ろう。今の武蔵境通りである。

山手線の電車が通る唯一の踏切といえば知る人ぞ知る存在だが、希少価値ゆえに最近では有名になってきた。駒込～田端間の中里第二踏切であるが、ここは踏切の南側が跨線橋^{こせんきょう}になっていて、下を山手貨物線(湘南新宿ラインが使用)が通ることなどで立体化が難しいため当分は存続しそうだ。その山手貨物線には目黒～代々木間に踏切が3か所存在する。目黒～恵比寿間の長者丸踏切^{ちやうじゃまる}、代々木駅の東口改札すぐ脇の厩道踏切^{うまやみち}と、少し南へ行った青山街道踏切で、このうち長者丸はかつての町名・上大崎長者丸で、昭和42年(1967)に住居表示に伴って上大崎二丁目となった。この長者丸は白金長者にちなむ伝説などもあり、また古くからお屋敷街として知られていたのも、今や隠れたブランド地名となっている。このため「パレロワイヤル長者丸」「ミュゼ白金長者丸」といった具合に、いわゆる億ションの名称に愛用され、近年その数を増している。ちなみに代々木駅前の厩道は旧千駄ヶ谷村の小字(厩通)。

このように踏切名は旧地名や旧街道名が採用されることが多い。それらが廃止されて半世紀経っても残っているものが珍しくないが、なぜそんなことになるのか。そもそも踏切は一般に邪魔な存在と受け止められる一方で、その名称にはあまり注目されない。施設を管理する鉄道会社も、地名が変更される度に踏切名を経費をかけて改めるなど無駄、という意識が働くのだろう。そんなわけで消えた地名や道路名の記念碑的な役割は、踏切の存在する限り続きそうだ。ただし私鉄の踏切は一部の会社を除いて「品川第1踏切」のように単純なナンバリングなので、残念ながら記念碑の役割を果たしていない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 729
2017 October



表紙写真
「珍入者」

第32回写真コンクール連合会長賞
山本 隆博●香川会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第63回 個人情報保護法への対応

群馬土地家屋調査士会 堀越 義幸

07 理事・監事就任の挨拶

13 第8回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告

19 平成29年度こども霞が関見学デー

23 愛しき我が会、我が地元 Vol.44

島根会／埼玉会

26 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

28 会務日誌

29 ADR法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！

32 土地家屋調査士名簿の登録関係

33 GPS 測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内

34 国民年金基金から

36 ちょうさし俳壇

37 土地家屋調査士の本棚

38 土地家屋調査士新人研修開催公告

近畿ブロック協議会

38 編集後記

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第63回 個人情報保護法への対応

群馬土地家屋調査士会 堀越 義幸

1. 個人情報保護法とは

高度情報通信社会を迎え、個人情報保護法制の整備は国際的な潮流となってきました。情報ネットワークを用いた情報の流通は国境を容易に越えることができます。日本でも国際基準にあったルールが必要となります。

日本では平成15年に個人情報保護法が制定され、その後の時代の変化に対応するため何回か改正がなされ、平成27年9月には現在の改正法が公布され、平成29年5月30日から全面施行されました。

個人情報保護法制は主に3つの法律で構成されています。国の機関を対象とする「行政機関個人情報保護法」、独立行政法人等を対象とする「独立行政法人等個人情報保護法」と一般法である「個人情報保護法」となります。なお、地方公共団体については、各自自治体で制定している「個人情報保護条例」によることになります。

土地家屋調査士の場合、官公署からの委託で業務を行う場合もありますので、これら官公署を対象とした法律等にも留意する必要があります。

個人情報保護法は、官民双方に適用される「基本法」部分(1章から3章)と、民間部門を対象とする「一般法」部分(4章から7章)に大別することができます。

興味深いのは、この法律の目的は「個人情報そのもの」を保護することではなく、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」とされている点です。そのため個人情報の有用性を生かすための法改正もなされています。

ところで、この法律は、事業者が個人情報を取り扱う際に守るべき適正なルールを定めたものであり、個人情報漏えいの被害者が加害者に損害賠償請求をするための法律ではありません。なお個人情報保護法はプライバシー権とも深い関係があります。

両者は別箇独立の法制度となっていますが、重なる

部分もあります。したがって「事故」が起きてしまった場合には、プライバシー権侵害を理由に本人に対する損害賠償責任を負う一方、個人情報保護委員会から行政処分を受けるということも考えられます。

「個人情報の有用性に配慮する」という点については、今回の改正では「ビッグデータ」時代へ対応するため、「匿名加工情報取扱事業者等の義務」等が新設されています。また関連する法律として、官民データ利活用推進法が平成28年に制定・施行されています。ICT時代を迎え、今後ますます多方面での利活用が想定されています。

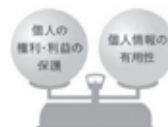
今回の法改正で注意しなければならないのは、「すべての事業者」が、この法律の適用を受けることになったという点です。

改正前では5,000人以下の個人情報しか有しない中小企業・小規模事業者は適用対象外とされていましたが、改正法では取り扱う個人情報の数にかかわらず、法の対象となります。

ただし、平成16年の「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」では、5,000人以下の個人情報保持者も対象とされていました。

2. 個人情報保護法とは

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、民間事業者の個人情報の取扱いについて規定



個人情報保護法の目的

第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに基づき、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

3

個人情報保護委員会事務局作成「個人情報保護法の基本」から引用

この個人情報保護法の事業者には、法人に限らず、個人事業主や自治会・同窓会などの非営利組織も含まれます。小規模事業者への配慮としては「安全管理措置」などで特例的な対応が示されています。

個人情報保護法に関する資料は個人情報保護委員会のサイトなどから入手することができます。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/>

以下、同委員会が公開している「個人情報保護法ハンドブック」に従い、解説したいと思います。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kojinjouhou_handbook.pdf

2. 用語の理解

○「個人情報」、「個人識別符号」

個人情報保護法でいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます。したがって、名刺1枚であっても「個人情報」に該当します。改正法では、個人情報の定義の明確化がなされ、身体的特徴等も対象となるとされ、「個人識別符号」という定義が新設されました。

その結果、生体情報を変換した符号(DNA、顔、虹彩、声紋、指紋など)や、パスポート番号、免許証番号、保険証番号、住民票コードそしてマイナンバーも個人識別符号に該当し、これらの情報単体でも個人情報となります。特にマイナンバーについては「特定個人情報」として厳格な取扱いがなされ、漏えいした場合には所属会や個人情報保護委員会への報告が必要となります。

また、「要配慮個人情報(本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)」の取得については、原則として本人の同意を得ることが義務化されています。

○「個人データ」、「個人情報データベース」、「保有個人データ」

個人情報をデータベース化し、検索可能な状態にしたものを「個人情報データベース等」といいます。データベース化とは、パソコンなどを利用しなくても、50音順インデックス付名刺ホルダーで名刺を整理する場合なども含まれます。そして「個人情報データベース等」を構成する情報が「個人データ」となります。

「個人データ」のうち、事業者に修正、削除等の権限があるもので、6か月以上保有するものを「保有

個人データ」といいます。

個人情報取扱事業者は、本人から「保有個人データ」の開示請求を受けたときは、本人に対し、原則として当該保有個人データを開示しなければならないとされています。

なお、利用方法から見て個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、個人情報データベースから除外されました。具体的には、適法に発行された市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビなどです。

3. 民間事業者が守るべきルール

個人情報保護法では、①個人情報の取得・利用、②個人データの安全管理措置、③個人データの第三者提供、④保有個人データの開示請求の4つの基本ルールを規定しています。

例えば、登記情報は公開されているので、取得の際には本人同意は必要でないでしょうが、それ以外の側面では別途検討が必要となります。さらに、提供された登記情報が官公署から提供されたものである場合、「行政機関個人情報保護法」の適用を受けることになります。

地図(公図)等に所有者名などを記入したものを隣接土地所有者などの第三者に提供する場合には注意が必要です。土地所有者は登記申請の時点で、第三者の閲覧・謄写を同意しているという解釈も成り立つと思われそうですが、情報を加工した時点でその性質が変わっているともいえます。最終的には、個人情報の保護とその有用性のバランスの判断となりますが、苦慮するところです。

①個人情報の取得・利用

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、利用目的をできる限り特定しなければならないとされています(個人情報保護法第15条第1項)。

また、特定した利用目的は、あらかじめ公表しておくか、個人情報を取得する際に本人に通知する必要があります。

個人情報を書面で取得する場合は、利用目的を本人に明示する必要があります(個人情報保護法第18条第2項)。なお、取得の状況から見て利用目的が明らかである場合は、通知・公表する必要はありません(個人情報保護法第18条第4項第4号)。

例えば、登記申請の委任状や立会証明書などに氏名・

住所等を記載してもらう場合は、利用目的が明らかたため、取得の際の通知・公表の必要はないでしょう。

取得した個人情報、特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。特定した利用範囲以外のことに利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければなりません(個人情報保護法第16条第1項)。

個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該データを遅滞なく消去するように努めなければならないとされています(個人情報保護法第19条)。

②個人データの安全管理措置

個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされています(個人情報保護法第20条)。

安全管理措置としては、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置などが例示されています。なお、小規模事業者への配慮として特例が設けられています。取り扱う個人情報の性質や量等によりますが、下記のような手法が考えられます。

- ・個人情報の取扱いの基本的なルールを決める。
- ・従事者を教育する。
- ・紙で管理している場合は、鍵のかかる引き出しに保管する。
- ・パソコン等で管理している場合は、ファイルにパスワードを設定する。
- ・パソコンにセキュリティ対策ソフトウェアを導入する。

③個人データの第三者提供

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません(個人情報保護法第23条第1項)。

また、第三者に個人データを提供した場合、第三者から個人データの提供を受けた場合は、一定事項を記録する必要があります(個人情報保護法第25条、26条)。

記録の保存期間は原則3年となります。ただし、以下のような場合は例外的に、第三者提供の本人の同意は不要になります。

- ・法令に基づく場合(例：警察、裁判所、税務署等からの照会)
- ・人の生命・身体・財産の保護に必要(本人同意取得が困難)

(例：災害時の被災者情報の家族・自治体等への提供)

- ・公衆衛生・児童の健全育成に必要(本人同意取得が困難)

(例：児童生徒の不登校や、児童虐待のおそれのある情報を関係機関で共有)

- ・国の機関等の法令の定める事務への協力

(例：国や地方公共団体の統計調査等への回答)

- ・委託、事業承継、共同利用

参考までに付け加えると、記録義務に関する個人情報保護委員会規則では、「本規定は名簿屋対策が目的のため、一般的なビジネスの実態に配慮して次のとおり整理する。」と例示されています。

さらに、ガイドラインでは、一般的なビジネスの実態に配慮して、次のようなケースでは確認・記録義務がかからないとされています。

- ・本人による提供と整理できるケース
(例：SNS上の個人のプロフィール)
- ・本人に代わって提供と整理できるケース
(例：銀行振込)
- ・本人側への提供と整理できるケース
(例：同席している家族への提供)
- ・「個人データ」に該当しないと整理できるケース
(例：名刺1枚のコピー) 等

したがって、本人との委任契約に基づく場合などは、記録は契約書等代替が可能となります。

境界確定書や立会証明書などの様式が複数名記入できる形式の場合、署名・捺印した以上、文書が他人の目に触れることを承諾しているものと考えすることもできます。この場合でも「この文書の写しを利害関係人等第三者に提供することがある」旨を明示しておくのが望ましいでしょう。

ここで「オプトアウト」の手続にも触れてみたいと思います。

「オプトアウト」とは本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる制度です(個人情報保護法第23条第2項)。これに対して事前同意制は「オプトイン」と呼ばれます。

具体的には高校の卒業名簿などで、「今後の掲載停止希望される場合は、ご連絡ください。」などと定め、あらかじめ本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態におくとともに、委員会に届け出た上で第三者提供するような場合を指します。

最後に、外国にある第三者に個人データを提供する場合についてですが、次の①～③のいずれかを満たす必要があります(個人情報保護法第24条)ので、注意が必要です。

- ①外国にある第三者に提供することについて、本人の同意を得る。
- ②外国にある第三者が、適切な体制を整備している。
- ③外国にある第三者が、個人情報保護委員会が認めた国に所在している。

④保有個人データの開示請求

個人情報取扱事業者は、本人から保有個人データの開示請求を受けたときは、本人に対し、原則として当該保有個人データを開示しなければならないとされています(個人情報保護法第28条)。

また、個人情報の取扱いに関する苦情等には、適切・迅速に対応するよう努めることが必要です(個人情報保護法第35条)。

さらに、以下の①～⑤について、「本人が知り得る状態」に置く必要があります。その方法は、HPでの公表、事業所での掲示等となります。なお、掲示等を行わなくても、以下の事項に関する問合せに対して遅滞なく答えられるようにしておくことでもよいとされています。

- ①事業者の名称、②利用目的、③請求手続、④苦情申出先、⑤加入している認定個人情報保護団体の名称・苦情申出先

※⑤は認定個人情報保護団体に加入している場合のみ

なお、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針(いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等)」を策定し、それをホームページへの掲載又は事務所の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することや、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることも重要とされています。

4. 匿名加工情報

いわゆるビッグデータ対応として、今回の法改正で新設された内容です。

匿名加工情報とは、個人情報を本人が特定できないように加工をしたもので、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。

個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由

な流通・利活用を促進することを目的に、個人情報保護法の改正により新たに導入されました。

匿名加工情報の作成方法の基準は、個人情報保護委員会規則で定められています。これを最低限の規律とし、民間事業者の自主的なルールの設定が期待されています。

匿名加工情報は、携帯電話会社や鉄道機関などが顧客の移動内容を分析し、サービス改善に役立てたり、災害対応を検討したりするのに非常に有益と期待されています。

5. 国の監督、罰則

今回の法改正で、主務大臣が有している監督権限は個人情報保護委員会に一元化されました。

○国の監督

国は事業者に対して、必要に応じて報告を求めたり立入検査を行ったりすることができることとされています。また、実態に応じて、指導・助言、勧告・命令を行うこともできます。

具体的には平成25年の法改正で平成28年1月1日に内閣府に新設された「個人情報保護委員会」がこの役割を担うことになります。

○罰則

- ・ 国からの命令に違反した場合
⇒6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・ 虚偽の報告等をした場合
⇒30万円以下の罰金
- ・ 従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供、又は盗用した場合(個人情報データベース等不正提供罪)
⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○平成27年9月 改正個人情報保護法が成立(施行は平成29年5月30日)

●改正のポイント●
1. 個人情報保護委員会の新設 個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主要大臣から委員会に一元化。
2. 個人情報の定義の明確化 ①利活用目的に基き「加工」された個人情報は、個人データの定義に身体的特徴が対象となることを明確化。 ②特定の個人に関する情報(本人の氏名、住所、性別など本人に対する不当な差別又は偏見が生ずる可能性のある個人情報)の取扱いについては、原則として本人同意を得ることを義務化。
3. 個人情報の有用性を確保(利活用)するための整備 匿名加工情報(特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報)の利活用の規定を新設。
4. いわゆる名簿屋対策 ①個人データの取扱いに係る記録の作成等を義務化。(第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取扱いの経緯を記録し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。) ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為が個人情報データベース等不正提供罪として処罰の対象とする。
5. その他 ①取扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。 ②オプトアウト(③)規定を利用する個人情報取扱事業者は所管事務を委員会に届出なければならないことを義務化し、委員会はその内容を公表。(本人の求めに応じて当該個人データの取扱いを第三者に提供しないことを要する場合は、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。) ③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

個人情報保護委員会事務局作成「個人情報保護法の基本」より引用

理事・監事就任の挨拶

総務部次長

こじま しんすけ
小嶋 眞介

中部ブロック協議会愛知会所属の小嶋です。前期に引き続き総務部を担当させていただきます。

何か気のきいた挨拶をと思いましたが、まったく思い浮かびませんでした。身長169 cm、体重70 kgくらい、少々殴られても、蹴られても大丈夫です。丈夫で長持ちだけでは現代は通用すると思いませんが、土地家屋調査士制度の発展に寄与してまいりたいと思います。また、私の所属する愛知会では、今年度の総会において、連合会でお世話になりました伊藤直樹元常任理事(愛知会元副会長)が会長に選任されました。早速、新幹線のように超特急で疾走しております。地元単位会の会長と連合会の橋渡しをするのも、私の重要な役割であると考えております。どうかこの2年間もよろしくお願い致します。



財務部次長

とくなが てつ
徳永 哲

この度、財務担当理事を拝命しました。地図整備事業、空家等特別措置法に関する事業、各自治体との災害協定事業、そして裁判外紛争解決に関する事業等、必ずしも直接個人の業務につながるとは限らない事業の推進、検討等が求められていると存じます。国民の利益のために働き、さらに、国民から必要とされる士業団体となることを目標として、忘己利他の精神を忘れずに邁進する所存です。よろしくお願い申し上げます。



業務部次長

きよの まつお
清野 松男

この度、関東ブロック協議会から推薦をいただき、連合会理事として今期は業務部次長を拝命いたしました。

私達の業務には、「信用」というものが不可欠というところに異論はないかと思います。では、「信用」とは何でしょう。「信用」とは、「権威性」です。「権威性」とは、やはり「人間力」によるところが大きいと考えられます。「デジタル」「グローバル」「AI」と世の中は動いているからこそ、「アナログ」「ローカル」「人間力」をも忘れずに研ぎ直すべきでしょう。

私達の業務について、2年間考え努めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。



研修部次長

ふじもと むつむ
藤本 睦

中国ブロック協議会の推薦を昨期同様頂き、研修部次長を拝命いたしました広島会の藤本です。引き続き研修部に携わることができ、気持ち的には楽かもしれませんが、逆に色々な課題や問題に対して一つずつ結果を出していかなければいけない期と考えており、更に身を引き締めてがんばりたいと思います。研修部においては、特に新人研修についての方向性が重要な課題だと考えております。研修部と担当事務局職員一丸となって一生懸命取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。



研修部次長

やまざき ゆうじ
山崎 勇二



前期に引き続き、中部ブロックから理事として就任しました、福井会の山崎です。今期も研修部に配属となり、研修部次長を拝命しました。

土地家屋調査士にとって有意義な研修体系の構築に向け、やるべき課題は山積しておりますが、一歩ずつでも前進できるよう、取り組んでまいりたいと思っております。今期二年間よろしくお願いいたします。

広報部次長

やまぐち けんいち
山口 賢一



九州ブロック長崎会所属の山口賢一です。二期目も前期同様、広報部を担当させていただきます。次長・会報編集長として、戸倉副会長のお力をお借りしながら、東理事と共に金関部長を支えてまいりたいと思います。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

前期までの経験を踏まえ「連合会だからこそできる広報」、また昨今の社会情勢の急速な変化に対応できるよう、多様な視点と考え方で「効率的・効果的・タイムリーな広報」を常に心掛けていきたいと考えております。

広報は全国50の土地家屋調査士会との連携、そして会員の皆様のご協力が不可欠です。是非、魅力ある土地家屋調査士制度発展のため、ご助言・ご協力のほどお願いいたします。

社会事業部次長

やまだ かずひろ
山田 一博



この度、社会事業部の次長を拝命致しました山田一博(京都会所属)でございます。

今年度は、空き家等の社会問題を解決するため土地家屋調査士の知見の活用を願い、さらに志高く制度の充実と発展のため、微力ではありますが邁進していこうと考えております。

私は岡田連合会新会長より指名推薦を受け、特に社会事業部次長という重要な役割を承る好機を頂きました。新しい観点・異なった次元から発想し新しい社会事業部体制に尽力して、今までにない役員として様々な取組に挑戦したいと考えております。

特に空き家等問題につきましては、連合会として、単位会として、土地家屋調査士として何ができるのかを明確にして、空き家等に関する各単位会の担当役員さんより地域の特質や空き家等問題の類型化を意識して、情報の発信・交換ができるように取り組んでまいります。

皆様のご協力がなければできません。今年度より2年間、よろしくお願いいたします。



はやし つぐ お
研究所次長 林 亜夫

2年間外部理事に就任しておりましたが、今回研究所次長を拝命することになりました。前職として大学の不動産学関係の教育と研究に従事してきましたのですが、土地家屋調査士の方々の実務専門組織の一員として研究に従事することになりました。今までの学術的研究のスタンスを乗り越え、より実用的、現実的な研究の遂行に精神的プレッシャーを感じますが、同時に大きな期待を抱いています。

小生は技術と社会(制度・人間)の調和(協調)を作り出す様々なスキームが、今後重要になると思っています。土地家屋調査士の方々を取り巻く社会環境は急激に変化しており、これらにどのように対応していくべきか考えたいと思います。

よろしく、ご指導ご鞭撻お願いいたします。



おおたけ まさあき
総務部理事 大竹 正晃

この度、関東ブロック協議会の推薦により連合会総務部理事を拝命いたしました、神奈川会の大竹正晃です。

総務部の対応には、正確さとスピードが重要であると考えます。とはいえ、私は皆さんと同じ土地家屋調査士であり、どこまで出来るのかは分かりませんが、会員あるいは国民の期待に応えられるよう精一杯尽力していく所存です。将来は、様々な制度・運用の変化も考えられます。全国の皆さんと一緒に頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。



ひ の ともゆき
業務部理事 日野 智幸

この度、九州ブロック協議会から推薦をいただき、業務部理事を拝命しました福岡会の日野です。今期の業務部の事業計画にある、「調査・測量実施要領の改訂」や「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携」などについては、会員の皆様の日常業務に密接に関係しています。そのため会員の皆様に対し、適切かつ迅速に情報を発信していけたらと考えております。

連合会役員として最善を尽くしたいと考えておりますので、各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各会員の皆様のご支援・ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。



たかはし かずひで
業務部理事 高橋 一秀

この度、業務部理事を拝命いたしました、東北ブロック宮城会の高橋一秀です。会員皆様の日常業務に直結する部署の担当となり、重責に身が引き締まる思いです。役員の中では年齢も若く経験も浅い身ですが、被災地宮城での経験を活かしつつ、新任理事としての新鮮な感覚を忘れずに、また「国民から必要とされる資格者とは何か」を考えながら、課題に取り組んでいきたいと考えています。

震災の際に全国の皆様から頂戴いたしましたご支援に感謝し、ご恩を返すつもりで、任期を務めてまいりますので、皆様、何とぞよろしくお願い申し上げます。



業務部理事 あさの ひろし
浅野 裕士

今期から北海道ブロック協議会の推薦をいただき、連合会理事として業務部に配属されました札幌会の浅野裕士と申します。

札幌会でも業務部理事として会務運営に携わらせていただいておりますが、連合会の業務部が担うものの重要性を改めて痛感しております。

調査・測量実施要領、不動産登記規則第93条調査報告書、筆界特定制度、認定登記基準点、いずれも各委員会との連携をとり、2年間務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。



研修部理事 まつもと よしあき
松本 嘉明

関東ブロック協議会の推薦を頂き、研修部配属の理事を務めさせていただきます埼玉会所属の松本嘉明と申します。会長の事業方針に従い、市民の皆さまの土地家屋調査士制度の理解と認知向上に努め、足並みを揃えて運営していき、役員間での支障を来たすことのないよう心掛けます。

会員数の減少に伴い、受験者数を増加させることも重要ですが、新人研修、特別研修の体系を、効率の良い方向に転換しなければならない課題に取り組む所存でありますので、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。



広報部理事 あずま よしのり
東 良憲

大仏と鹿の国、奈良会所属の東良憲と申します。この度、近畿ブロックから推薦をいただき、連合会の理事を拝命いたしました。土地家屋調査士を開業してから13年目、年齢も42歳になりますが、新たな挑戦ができることの嬉しさと責任の重さを感じております。連合会の理事としての活動は、まだ1か月あまりではありますが、自分の知識の不十分さ、不勉強さが身に染み入っております。自分が勉強させてもらうような甘い気持ちではいけないとは思いつつ、知ったかぶりをすることなく、「無知の知」を自分自身のテーマとして、土地家屋調査士制度に貢献できるように粉骨砕身して参りますので、皆様よろしくお願いいたします。



社会事業部理事 きたむら ひでみ
北村 秀実

近畿ブロック滋賀会所属の北村秀実と申します。日頃「中途半端な取組が一番チが悪い。」と自分に言い聞かせています。

連合会役員として何をしなければならないのかを常に考え、自らを戒め、今までの連合会委員の経験を活かし、引き続き好奇心と疑問心を持ちながら全力で事業に取り組みたいです。

皆様の応援、ご指導をよろしくお願いいたします。



社会事業部理事

まるやま はるひろ
丸山 晴広



この度、関東ブロック協議会からの推薦を受け、連合会総会において理事に選任いただきました、東京会所属の丸山晴広です。今般、社会事業部の担当理事を拝命いたしました。

社会事業部では、公共嘱託登記対応、地図作成、土地家屋調査士会ADRセンター、空き家問題対策等多岐にわたる事業計画があり、それぞれを注意深く考察し、遂行したいと思います。

また、現在、東京会の理事も兼務しており、単位会では地元の土地家屋調査士に目を向け、連合会では全国の土地家屋調査士へ目を向けることという立場を考えつつ、連合会の会務を努めさせていただきたく思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

研究所理事

いませ つとむ
今瀬 勉



中部ブロックから理事として就任いたしました岐阜会の今瀬です。

三期の研究員を経て、今年度より理事として研究所を担当させていただくことになりました。今までの研究員としての経験を生かし、努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

研究所には日常業務とかけ離れたイメージを抱くこともあるかもしれませんが、ただ単に先進的な面のみに着目するだけではなく、土地家屋調査士として社会に役立つ研究でなければならないと考えています。そこで、既に全国には先進的かつ地道に取り組まれ、成果を上げておられる方も多数おられます。そういった方々ともネットワークを拡げて全体につないでいきたいと思っていますので、何とぞ、よろしくお願いいたします。

監事

かとう ゆきお
加藤 幸男



第73回定時総会におきまして、近畿ブロック協議会より推薦頂き監事に就任いたしました、大阪会の加藤幸男です。

監事という職責は、日調連会則に定められた事項等につき公平、公正にその職務を全うさせていただく所存ではありますが、制度の充実と発展に向け大局的なる観点から執行部をサポートし、助言をさせていただきたく存じます。

国民の皆さまのためにある表示登記制度と土地家屋調査士制度を守り発展させるのは、日調連の執行部のみならず、私たち土地家屋調査士一人一人の責任と使命であると思います。人任せにせずお互いの立場にて努力いたしたく思いますので、よろしくお願いいたします。



監事 はりもと ひさのり
針本 久則



この度、第74回の定時総会において監事に選任されました九州ブロック協議会推薦の長崎会所属の針本です。

今年の5月までは、単位会の会長として事業を執行する側で監査される立場でしたが、今年から2年間連合会の監事としての役割をすることになりました。

監事とは、「総会で承認された事業計画に基づき、事業が適正に執行されているか、また、それに伴う予算が適正に執行されているかを監視する立場である。」と思います。

私は、ただ事業の執行状況や予算の執行がどうかだけを監視するのではなく、岡田会長はじめ執行部の皆様が、今後の土地家屋調査士制度のために、維持・発展していく事業展開について、一緒に共有・共感していきたいと思います。

今後とも、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



監事 しんむら みのる
新村 実



この度、日本土地家屋調査士会連合会監事として就任させていただくことになりました公認会計士の新村実です。初めての外部監事となります。土地家屋調査士と公認会計士とでは当然業務内容は異なりますが、私の公認会計士としての経験が、少しでも皆様のお役に立つことがあれば幸いです。長い歴史を持つ日本土地家屋調査士会連合会の業務運営に外部監事として、第三者の視点から適切な意見が発信できるように頑張りたいと思います。ご指導ご鞭撻よろしくお願いいたします。



第8回全国一斉不動産表示登記無料相談会 開催報告

全国一斉不動産表示登記無料相談会は、平成22年度に土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年の記念事業を契機として、各土地家屋調査士会主催により開催されました。平成23年度に「土地家屋調査士の日」が制定されたことを受け、平成25年度からは「土地家屋調査士の日」の7月31日を中心に実施されております。

「土地家屋調査士の日」制定の趣旨は、土地家屋調査士制度が誕生した土地家屋調査士法制定公布(昭和25年)の日である7月31日を記念日とすることにより、土地家屋調査士会員の各々がその社会的使命を再認識するとともに、市民の皆様にも制度の役割をPRする機会とするためのものです。

日本土地家屋調査士会連合会では同相談会を毎年継続して全国一斉に開催することにより、登記相談はもとより、「空き家」、「所有者不明の土地」といった社会的問題への対応をはじめ、筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携や登記所備付地図整備の促進等、不動産表示登記制度の有用性について、広く市民に周知を図ることができると考えております。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

関東ブロック協議会

全国一斉不動産表示登記無料相談会(以下「無料相談会」という。)が「土地家屋調査士の日」の7月31日を中心に全国各地で開催されました。関東ブロック協議会では11会ある中から長野会の取材をしまいにりました。

昨年まで長野会では、従来の会場を設置しての相談会ではなく、各会員の事務所を相談会場として

平日14日間で相談を受け付けるという形式で行い、相談があった場合は相談票に記入の上、本会へ報告する方式をとっていました。これは、相談会場の経費負担の軽減や、相談会場が会員の事務所数だけ設けられる等のメリットを期待したものです。しかし、会員数に比べ、相談の報告数が年々減ってきていたため、今年は従来の会場設置型の相談会へ戻すことにしました。

長野会の相談会場は支部ごと県内10か所で、7月31日を中心に計画を立てましたが、平日ということもあり、長野支部以外は前日の土日に行いました。事前広報としては、ホームページへの掲載、

会場ごとでの地元紙への掲載、無料相談会のポスターを会員に配布し、事務所への掲示を行って宣伝をしました。

私は長野支部の相談会に伺いました。相談会場は土地家屋調査士会館の2階を会場としました。午後1時半から4時までの相談時間で行われましたが、相談件数は2件のみでした。長野支部の会員の方にお話を聞いたところ、「長野支部は2か月に1回調査士会館にて相談会を行っているため全国一斉の無料相談会に合わせて相談に来る方も少ないのではないかと」の話でした。私の所属している上田支部でも他士業と合同で毎月無料相談会を行っています、当



無料相談会での相談件数は6件でした。他会の無料相談会の様子を見ると、相談会場を駅やショッピングセンター等の利用や、事前広報にTVCMを放送したり等の工夫が見られました。この無料相談会は土地家屋調査士をアピールする場でもあるため、相談会の方法を、他の視点から検討していくことも大事ではないかと感じました。

広報員 久保智則(長野会)

近畿ブロック協議会

7月30日(日)、京都府で行われた全国一斉不動産表示登記無料相談会(以下「無料相談会」という。)を取材させていただきました。昨年度から全10支部において無料相談会を開催しており、今年度も同様に開催されました。

1. 事前広報

新聞告知を京都新聞・朝日新聞・毎日新聞の各誌で各1回の掲載。FM京都ラジオでの60秒のパブリシティを3回、7月13日の定期ラジオ出演において告知が行われました。新しい試みとして、京都土地家屋調査士会広報部名義のフェイスブックページを作成し、開催の告知が行われました。また、各会場の自治体に対し、後援依頼を行い、依頼を行った全自治体から後援承諾を得られました。

各支部独自に広報活動(町内放送、自治体広報誌での告知、チラシの新聞折り込み、チラシ・うちわの街頭配布、官公署にポスター掲示・チラシ設置等)が行われました。

2. 近畿ブロック協議会(以下「近ブロ会」という)の各会の無料相談会の開催日時及び開催場所について

ては、下記のとおりです。

- ・大阪会：7月31日(月) 10時から16時 大阪土地家屋調査士会館
- ・京都府会：7月30日(日) 10時から16時
 - 1) ウイングス京都(法務局職員1名派遣有り)
 - 2) 京都市文化会館(法務局職員1名派遣有り)
 - 3) ウッディー京北
 - 4) 京都市醍醐交流会館
 - 5) 長岡京市中央生涯学習センター
 - 6) 木津川交流会館
 - 7) 舞鶴市中総会館
 - 8) 市民交流プラザふくちやま
 - 9) 知遊館
 - 10) ガレリア亀岡
- ・兵庫県会：7月30日(日) 10時から17時 兵庫県土地家屋調査士会館(電話相談有り)
- ・奈良会：7月30日(日) 10時から17時 奈良県土地家屋調査士会館
- ・滋賀会：7月31日(月) 10時から17時 イオンモール草津
- ・和歌山会：7月29日(土) 10時から15時 和歌山県土地家屋調査士会館

3. 相談件数

京都府会：39件(昨年度33件)

4. 取材者感想

京都府会では、昨年度から全10支部において無料相談会を開催しており、今年度も全10支部で開催されました。昨年度は、相談者が0組の会場もありましたが、今年度は全10支部の会場で相談があったとのこと。昨年度の総括及び反省点が今年度に生かされていることを実感しました。相談

者にはアンケートが実施され、事前広報については、新聞広告及びチラシを見て相談に来られた方が大半を占めています。その他の事前広報も効果が有り、多方面による広報が必要と感じました。相談内容については、土地境界に関する相談が最も多く、相続に関連する相談が多数ありました。相談の中には、土地家屋調査士業務以外の相談も多くあり、まだまだ土地家屋調査士の存在及び業務が一般者には浸透していないので、継続してこの無料相談会を開催し、土地家屋調査士を知ってもらう活動の必要性を強く感じました。

広報員 上茶谷拓平(京都府会)

中部ブロック協議会

全国一斉不動産表示登記無料相談会(以下「無料相談会」という。)は、第3回からは土地家屋調査士の日の啓発活動の一つとして7月に開催している。役員改選年度においては、新役員体制後すぐの実施となり、多くの単位会がご苦労されているところである。取材した福井会、富山会の広報部は、前役員と新役員がそれぞれの時点で言い得る広報担当としての働きをして事業を進めていた。無料相談会を毎年同じ時期に継続して開催することは、一般市民への制度の有用性の周知はもちろん、開催する土地家屋調査士会側においても、有意義であることを改めて感じた。

【福井会】

福井駅に降り立ち、まず目を引くのが巨大な恐竜のモニュメント。実物大のモニュメント3体は動く上に鳴き声まで出すのだから驚く。3体とも学名には「フクイ」の

文字が頭に付く、さすが恐竜王国と呼ばれる福井だ。駅舎の壁面の恐竜イラストのラッピング、恐竜のトリックアート、足跡の化石の複製には自分の足を重ねられる。



福井駅前恐竜広場

そんな仰天の駅前恐竜広場から車で10分程のところ、福井県司法書士・土地家屋調査士合同会館がある。7/29（土）10時から16時まで会館で開催された相談会には9組の相談があった。多くは境界問題だが、建物滅失に関する事、相続がらみと内容は多岐にわたる。例年、福井支部会員が相談員を務められ、会議室の1室をパーティションで間仕切り個室を作り、相談者への配慮もしっかりされていた。

広報部は経験から、福井市広報誌への掲載が最も広報効果があるとして、手配は前役員において早くから対応した。新役員は、市役所、法務局にポスターを掲示、ホームページへのアップはもとより、福井新聞に6分の1ページカラー刷りで広告を打ち、別日にコミュニティ広場欄にも掲載した。

また、7/31「土地家屋調査士の日」当日には、会員に向けて「土地家屋調査士の日」制定の趣旨、日調連第1号会報誌(S31.11.1)に掲載された法務省民事局香川第三課長の記事、7/29実施した無料相談会の福井会の報告等をメール配信した。新任の佐竹広報部長が、記念日制定の価値や重要性を会員に伝える

のも、広報担当としての使命と感じ、執行部に提案したことによる。

これまで福井会は、4月の不動産表示登記の日と10月の法の日、福井新聞に一面広告を打ち、無料相談会を開催し制度広報を行っていた。連合会事業として、土地家屋調査士の日に無料相談会の開催が決定してからは、無料相談会の焦点を7月と10月に合わせて対応している。



福井会

【富山会】

7/30（日）10時から15時まで富山県土地家屋調査士会館で開催した相談会は、総務部役員が相談員を、広報部役員がマスコミ対応と相談員応援に当たる体制で臨んだ。事前予約は2件、当日は5組の相談を受けた。開催時刻前から相談者が来館するも準備万端で対応。相談には、境界の管理に関する事、境界立会依頼を受けた場合の対応等、問題が生じる以前の質問的なものもあった。無料相談会と銘打つのは、市民に気軽さを与える面もあるのかもしれない。

開始後まもなく、富山テレビ局の報道担当が来館、相談会の様子は当日の夕方ニュースで取り上げられ、収録映像と共に紹介された。

相談会開催の広報は、県内の全市町村の関係部署にポスター、チラシを持参し掲示をお願いした。昨年、所有者不明土地等の問題で、法務局・司法書士会・土地家屋調

査士会の三者で全市町村の首長および関係部署に伺っていたこともあり、掲示に関しても好意的に受け止めていただけたという。地道な活動がつながりを強め、理解を深めているのだと感じた。

また、マスメディア広報は、ケーブルテレビ高岡「高岡」に開催前の7日間毎日、最終2日間は日に3回、無料相談会の開催告知と、土地家屋調査士クイズの宣伝をアナウンサーが丁寧に紹介した。さらに、7/27チューリップテレビ「ニュース6」内に、磯野会長と「境界紛争ゼロ宣言!!」の横断幕等を持った法被姿の広報部役員が出演して、土地家屋調査士の日に寄せて開催するイベントとして無料相談会、プレゼント企画の紹介をした。

新任の石山広報部長はじめ役員の方々と、他会の土地家屋調査士の日の広報活動の取組や、連合会広報部との連携等の意見交換もでき、次年度相談会に向けて参考になることがあれば、うれしいことである。



チューリップテレビ「ニュース6」収録の様子



富山会

前広報部次長 上杉和子(三重会)

中国ブロック協議会

平成29年7月31日の月曜日、『全国一斉不動産表示登記無料相談会』(以下「無料相談会」という。)が山口県土地家屋調査士会の会館で10時から17時まで開催され、相談員として、山口地方法務局登記部門表示登記専門官の高田様、山口県土地家屋調査士会からは私と広報部の周原常任理事、伊藤理事、宮崎理事の計5名が対応致しました。



相談風景

この相談会は全国の土地家屋調査士会が一斉に行う相談会で、今回で8回目の開催となります。昨年は広報誌への掲載ができずに相談者が1組しか来られませんでした。今年、市報、フリーペーパーへの広告が掲載されたおかげもあり、午前中に5組、午後に3組の相談者が来場され、登記に関する相談をされました。

相談内容に関しては、境界問題に関する事項、筆界特定に関する事項、抵当権等の抹消に関する事項、相続登記に関する事項者と様々な相談内容でした。

相談者の中には、仕事の都合で当日来場できないので電話で相談したいとの申出をされた方もおられ、電話での対応となりましたが、直接来場できない方の対応も必要と感じました。

山口会では、各支部で定期的に無料相談会を開催しておりますが、もっと市民の方々に相談会の告知も行い、少しでも多くの市民

の皆様に、土地家屋調査士の仕事を知ってもらい、市民の皆様に役立てる活動を継続して行いたいと思います。

今回の相談会には法務局の表示登記専門官の高田様にも参加していただき、権利に関する登記等の対応をしてもらい、相談者にとっても良い機会となりました。現在山口県内では、地図作成作業を行っておりますので、これからも法務局の方々と協力して様々な事業を行っていききたいと思います。

最後になりましたが、職務中にも関わらず、相談員として協力してくださった山口地方法務局の皆様に感謝いたしまして、相談会の報告とさせていただきます。



集合写真

広報員 清水浩二(山口会)

九州ブロック協議会

九州ブロック協議会では、7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心に、「全国一斉不動産表示登記無料相談会」が46会場で開催されました。今回取材しました私の所属会である長崎会では、県内6か所を実施。そのうち長崎支部と佐世保支部の活動取材しました。

長崎支部(7月22日)

長崎支部では、長崎県土地家屋調査士会事務局において実施されました。午前中にお越しになられ

た相談者は、「相続予定の土地を寄附、もしくは放棄したいがどうすればよいか」という近年の社会問題に関する内容。

相談件数は1件でしたが、長崎支部では司法書士会と協働して、毎週長崎市役所にて市民相談を行っておられます。そのような背景が、相談件数に表れたのかもしれない。



長崎会事務局

佐世保支部(8月6日)

佐世保駅前近くのコンサートやイベントが行われる複合施設にて実施されました。数日前まで台風5号が直撃との予想でしたが、当日は影響も少なく無事実施されました。

今年の相談は5件。空き家売却を前提とした境界確定測量、土地利用のための登記手続(分筆・合筆など)、農地の地目変更、建物解体時の登記手続について、と相談の多くが土地家屋調査士業務に関するものでした。市民に馴染みのあるフリーペーパーに掲載し、広報活動を行ったことが効果



佐世保支部相談風景

的であったとのことでした。

長崎県内では、計9件の相談が寄せられました。今回掲載できなかった支部においても独自に他業種との合同相談会を行うなど、土地家屋調査士のPRに努められています。

今期の長崎会では、船津学会長のラジオ出演や地元イベントに屋外ブースを設けるなど、新たな試みに挑戦しています。多くの皆様にとって土地家屋調査士がより身近な存在となれるよう、今後も活動していきたいと考えています。

広報部次長 山口賢一(長崎会)

東北ブロック協議会

東北ブロック協議会からは秋田県土地家屋調査士会取材しました。

秋田会で土地家屋調査士の日に全国一斉不動産表示登記無料相談会(以下「無料相談会」という。)を開催するのは、他会から少し遅れて昨年からの2度目です。まだ定着していないせいか、残念ながら相談者は訪れませんでした。

告知には新聞、フリーペーパー、テレビなどのメディアを積極的に用い、会場は交通の便がよく、よく知られた場所を選定するなど、検討の余地があると思いました。

多少経費は掛かりますが、会の知名度を上げ、頼れる相談相手として地域に認知してもらうための先行投資と考え、確実に周知を図ることが有効だと思います。

相談者は訪れませんでしたでしたが、個人的にはその時間に先輩方の仕事の話を聞くことが出来て、とても勉強になりました。

秋田会では今回の無料相談会の



会員事務所にポスター掲示



秋田美男のお二人、
左から小林副会長と赤塚名誉会長

ほか、各支部の地域性を踏まえ、相談者が訪れやすい時期に年数回、無料相談会を開催しております。

そのほかに、力を入れているのが種苗交換会での登記無料相談所のブース出展です。相談会を行うほか、土地家屋調査士知名度アップにつながるよう、チラシを配布したり、アンケートを行ったりしています。ちなみに種苗交換会とは秋田県で毎年、秋に行われている農業イベントで、一週間で100万人超も来場する、農業者の祭典とも呼ばれています。

わたくしの所属会である秋田会は、他会とは少し違った無料相談会等の活動をしておりませんが、この無料相談会においても、来年度以降、沢山の相談者が訪れるように、今後の組織的な活動に期待しています。

広報員 福原仁典(秋田会)

北海道ブロック協議会

本年度の全国一斉不動産表示登

記無料相談会(以下「無料相談会」という。)の開催について北海道ブロックの活動をご報告いたします。札幌会(7月27日、札幌駅前地下歩行空間)、旭川会(7月30日、旭川土地家屋調査士会館)、函館会(7月31日、函館土地家屋調査士会館)、釧路会(7月23日、藤丸百貨店特設会場(帯広市))、7月30日(北見芸術文化ホール)、以上5会場での開催となりました。その中から、札幌土地家屋調査士会の無料相談会取材いたしました。当日の相談会場となった「札幌駅前地下歩行空間」は札幌駅から大通り公園までの地下が歩行用通路として整備され、通路各所にはイベントが出店可能となるスペースが設けられています。実際に札幌会の相談ブースに行ってみると、人の通りは絶えることなく、絶好の相談会場であることが分かりました。(人通りが多



いだけに、パーテーションを使用した相談者へのプライバシー確保もしっかりと考えられておりました。)

事前の広報を見て相談に来る人と無料相談会の‘のぼり’を見て相談に来る人がいた平日の開催でしたが、‘通行人の足が止まる’相談ブースであることは間違いありませんでした。

また、相談が途切れた時間は、通行人に‘札幌土地家屋調査士会’の名前が入ったポケットティッシュを配る等の広報活動もしっかりと行われておりました。

このような活動的な相談会を見せようと、会場にこもり、相談者が来るのをひたすら待つというようではダメだとつくづく感じました。地方で行う土地家屋調査士会の無料相談会はどこも集客に苦労していると思われますが、やり方次第では無料相談会を今よりも

数段良い制度広報につなげることができるかな?、なんてことに気付かされた札幌会の全国一斉不動産表示登記無料相談会でした。

広報員 松田整(釧路会)

四国ブロック協議会

愛媛会では前年に引き続き、県司法書士会、県公証人会と共催し、7月27日から8月8日にかけて「登記法律相談・公正証書相談会」を県内13会場で開催。松山市の会場(松山市役所大会議室)を訪ねました。

土地家屋調査士12名、司法書士16名、公証人1名が対応。来場者に相談票を記入いただき、内容に応じて各担当に割り振っていきます。やはり相続や遺言に関する相談が多いように感じますが、話を聞く中で、「境界の問題がからむので調査士の方も」「公正証書についても説明を」と、途中で声を掛け合っただけの対応となりました。

土地家屋調査士への相談者の多くは登記簿や図面類をたくさんお持ちで、状況を把握するのに時間もかかります。取材がてら何件か同席させていただきましたので一部紹介。

▽祖父母の時代の昭和20年代に、農地の一部を隣地の土地所有者に譲り渡し、金銭を受け取ったというメモが残っているが、登記上の処理は何もされていない状況であり、手続できるかどうか知りたい▽親の住家であった土地建物を相続し、資料を見てみると、農地転用のうえ建築しているものの、建物の一部が隣の農地(自己所有・転用許可なし・市街化調整区域)にはみ出していることが判明した——などといった内容です。

いずれの方も、「自分の代で問題を解決し、きれいな形で子に残してあげたい」というものでした。登記とは恐ろしいもので、ないがしろにしていると子の代でも孫の代でも、いつかしっぺ返しがくるものだなあ、と背筋が寒くなる思いです。将来に向けて問題が起きないように、常に妥協なく業務に当たらねばと決意を新たに、会場を後にしました。

松山市の会場では、土地家屋調査士に絡む相談が13件(全相談数46件)、愛媛県全体では28件(91件)となりました。



広報員 曾我部和也(愛媛会)



平成29年度

こども霞が関見学デー



「こども霞が関見学デー」は、文部科学省をはじめとした25の府省庁等が連携して、業務説明や省内見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的とした取組で、今年度は8月2日(水)、3日(木)の2日間の日程で実施されました。

法務省においては、他のイベントに加え、筆界特定制度や不動産登記法第14条第1項地図、さらに土地家屋調査士制度への理解を深めてもらうことを目的として、測量体験や地面のボタン(境界標)を使ったスタンプラリーなどが実施され、日調連も昨年度に引き続き、企画・当日運営などの協力を行いました。当日の様子をお伝えします。



当日入口でもらえる「霞が関こども旅券」
各省庁へはこれを提示して入ります

じめんのボタンスタンプラリー

じめんのボタンを探してスタンプを集めよう！

法務省の中庭(サンクン広場)に、じめんのボタン(境界標)を設置、子どもたちに探してもらい、そのそばに設置されているスタンプを用紙の境界標の形と同じところに押し、キーワードを導き出そうという企画です。子どもたちはスタンプを押すのが大好き！境界標を見つけると嬉しそうにスタンプを押していました。スタンプを全部押し終わったら記念グッズとしてキーホルダーと地識くんシールをそれぞれプレゼントしました。



みな楽しそうに押していました！



当日配布したしおりのスタンプラリー用紙

測量体験1

トータルステーションで距離と高さを測ってみよう！

測量体験2

ボールを投げて距離を当てよう！

サンクン広場ではスタンプラリーのほかトータルステーションを使った測量体験を2つ実施しました。

測量体験1は、サンクン広場から法務省赤れんが棟の屋根や尖塔

までの距離や高さを実際に測量器械(トータルステーション)を使って測ってみようという企画です。子どもたちはもちろん、引率者の方々も、道でよく見かける測量機器に興味津々でレンズを覗いていました。

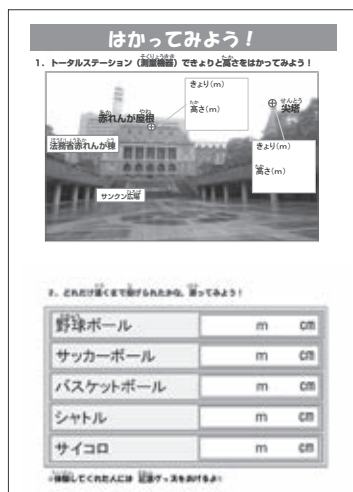
測量体験2は、やわらかいボールやシャトルなどを投げて、飛んだ距離を予想してもらい、トータルステーションで測った距離とを比較し、目測との違いを確認してみようという企画です。子どもたちには大人気企画で常に参加者がいる状態で、何度もやりたがるお子さんも多く見られました。



赤レンガ棟までの距離はどのくらいかな？



ミラーを使って距離を計測



しおり・測量体験用紙

古地図と14条地図、空中写真の重ね合わせ

昔の地図と今の地図、重ねてみるとどうなるかな？

会議室では、法務局の仕事や筆界特定制度・土地家屋調査士制度についてのパネル展示、また、測量風景などの写真展示や「じめんのボタンのなぞ」のテレビ上映を行ったほか、江戸時代の古地図と14条地図、空中写真を重ね合わせてみようという企画を行いました。どちらかというと言率者に興味を持っていただけた企画でした。



重ねてみるとどうなるかな？

土地家屋調査士クイズ

これがわかればあなたも土地家屋調査士になれるかも！？

こちらでも会議室での企画で、説明をヒントにその説明がどの土地または建物を指しているか写真と説明を線で結んでみようというクイズ企画です。当初は登記簿にある土地の地目や建物の構造・種類から写真を選ぶというものでしたが、子ども向けということで少しやさしい説明にしました。クイズを解いてもらった子どもには愛知会からご提供いただいた絵本版の『じめんのボタンのナゾ(非売品)』をプレゼントしました。また、絵本版の『じめんのボタンのナゾ』は、内容を抜粋して会議室の壁に貼り出しするとともに、何冊か見本として自由に手に取って見ていただきました。



土地家屋調査士クイズ 土地編・建物編



回答してもらった子に絵本版の『じめんのボタンのナゾ』をプレゼントしました

きょうかい君とあいちゃん大人気！

子ども向けイベントということで、昨年に続いて愛知会から「きょうかい君」と「あいちゃん」にも来てもらいました。何のキャラクター？

境界杭って何？と子どもたちも興味津々で握手したり抱きついたり一緒に写真に収まったりしていました。真夏の屋外というかなりハードな環境にもかかわらず、二人とも子どもたちの笑顔をエネルギーにがんばってくれました。アテンド(補助)で来ていただいた愛知会の中島美咲先生、百瀬真代先生、ありがとうございました。



赤レンガをバックに



ゆるキャラたち大集合

来場者数過去最高を更新！

平成29年度の「こども霞が関見学デー」は、全省庁合わせて43,484名の参加者があり、法務省は、子ども、引率者合わせて2日間で過去最高だった昨年を上回る1,677名の来場者数だったそうです。日調連が協力したスタンプラリーや測量体験には、そのうち700名ほどが参加してくれました。土地家屋調査士、筆界特定制度、ADR、じめんのボタン、境界標、法務局地図、トータルステーション、きょうかい君…、キーワードの一つでも子どもたちの記憶に残り、将来、これがきっかけで土地家屋調査士を目指す人が出てくることを期待しつつ報告を終わりたいと思います。

(日調連広報部)

「平成29年度こども霞が関見学デー」における筆界特定制度を中心とした法務局の業務及び土地家屋調査士制度の広報イベント

法務省民事局民事第二課

本年8月2日(水)及び3日(木)の2日間にわたり、「こども霞が関見学デー」が開催され、法務省民事局民事第二課では、日本土地家屋調査士会連合会と共同して筆界特定制度を中心とする法務局の業務及び土地家屋調査士制度の広報イベントを実施しました。

「こども霞が関見学デー」における広報イベントは、昨年度に筆界特定制度創設10周年記念行事という位置づけで開催しましたが、昨年度は、測量体験に約400名参加(2日間の来場者数：1,017名)いただくなど非常に好評で、省内の広報担当からは是非継続して実施してほしいとの要望があったほどでした。民事第二課としても、筆界特定制度を中心とする法務局の業務及び土地家屋調査士制度の広報をする絶好の機会であることから、昨年度末には日本土地家屋調査士会連合会と本年度も同様のイベントを実施する方向を確認しました。

本年度当初からは、イベント内容について、昨年度好評だったイベントを継続しつつも、各制度についてより分かりやすく関心を持ってもらえるためにはどうしたらよいかという観点で協議を行いました。昨年度から継続して実施するイベントとしては、法務省の広場(サンクン広場)を利用した赤れんが棟の高さを測る測量体験、境界標を使ったスタンプラリーの実施、大会議室での各種展示物(制度の広報パネルの展示、法務局職員・土地家屋調査士の写真展示、各種境界標の展示)、パンフレット・リーフレットの配布、デジタルサイネージを利用した土地家屋調査士制度の広報動画の放映とし、主に以下の4点を新たな試みとして実施することとしました。

1点目は、「[法務局の登記官]と[土地家屋調査士]のお仕事体験」と題したしおりを作成し、受付時に全員に配布することとしました。このしおりには、測量体験やスタンプラリーのイベントに使用する欄を設けたほか、法務局の業務や土地家屋調査士制度について子ども向けに紹介する内容とし、少しでも制度について理解してもらえるよう工夫しました。

2点目は、サンクン広場における測量体験のうち、昨年度の「歩測体験」から「投球計測」に変更しました。昨年度の「歩測体験」も好評でしたが、一見して何をしているか分かりづらいことから、昨年度の「法の日フェスタ in 赤れんが」で実施し好評であっ

た「投球計測」に変更しました。「投球計測」の方が子どもがパッと見たときにイメージしやすく、関心を引きやすいのではないかと考えました。

3点目は、重ね図体験の実施です。法務局及び土地家屋調査士の業務で非常に重要な地図に関心を持ってもらうため、昔の地図と現代の地図の変遷を目で見る形で分かりやすく伝えることがよいのではと考えたためです。用いる地図は、イベント会場である法務省付近(東京都千代田区霞が関)と不動産登記法第14条第1項地図作成作業を実施した場所(東京都中央区佃)の2箇所を選定しました。

4点目は、表示登記に関するクイズの実施です。登記官や土地家屋調査士の仕事の一端を知ってもらうことを目的として実施しました。また、参加意欲を高めるため、クイズの回答者には愛知県会から寄贈いただいた「じめんのボタンのナゾ」の絵本版を配布することとしました。

イベント当日は、両日ともやや曇り気味の天気で気温があまり高くなく、イベント実施には打ってつけの天気でした。測量体験は、昨年度同様子どもたちに大人気で、ひっきりなしに参加希望者が集まり、投球計測の様子を見て関心を持った子どもたちが次から次へと並び、二日間とも大盛況でした。サンクン広場ではスタンプラリーも実施しましたが、本年度は実際にスタンプを用意した(昨年度は、境界標の絵を自分で描いてもらった)ことが功を奏したのか、昨年度以上に多くの方に参加いただきました。大会議室では、多くの方が重ね図に興味を示され、実際に重ねて比較する体験をしてくれました。クイズについても、メイン会場への入口に用紙を置いたのが功を奏し、たくさんの方にクイズを解いていただき、「じめんのボタンのナゾ」の絵本版は2日間で300部以上を配布させていただくことができました。

本年度のイベントは、2日間で1,677名(子ども：962名、引率者：715名)と昨年度を大幅に上回る来場者数となり、測量体験についても約550名に参加していただくなど、昨年度以上に盛況という結果となりました。その結果、引率者を含め多くの方に、リーフレットやグッズを多数配布させていただくことができ、法務局の業務及び土地家屋調査士制度の広報について、一定の成果を上げることができたの

ではないかと考えます。

また、本年10月7日(土)に開催された法務省・最高検察庁主催の「平成29年度法の日フェスタin赤れんが」においても、日本土地家屋調査士会連合会と共同での測量体験イベントやパネル展示等による広報イベントを実施しております。その様子はまた別にご紹介いたします。

最後に、本年度も、イベントの企画、トータルステーションの準備、各種展示物の提供、当日の対応等、日本土地家屋調査士会連合会及び愛知県土地家屋調査士会の皆様方に多大な御協力をいただきました。この場をお借りして、深く御礼申し上げます。



本イベントを担当した民事第二課・日本土地家屋調査士会連合会及び愛知県土地家屋調査士会の担当者一同

2017 こども眼が関心するテーマ

「法務局の登記官」と「土地家屋調査士」のお仕事体験！

サンクン広場で体験しよう！

はかってみよう！
トータルステーションで距離や高さを測ってみよう！

じめんのボタンをさがそう！
スタンプラリーを完成させて、記念グッズをもらおう！

きょうかい君・あいちゃんとしゃしんをとろう！
登場時間：・11時ころ ・13時ころ ・15時ころ

いろいろなちずをかきねてみよう！
昔の地図と今の地図、重ねてみるとどうなるかな？

平成29年8月2日(水)・3日(木)
法務省民事局民事第二課・日本土地家屋調査士会連合会

どんな仕事をしているのかな？

みんなの土地とお家の情報をコンピュータに記録したり、
となりのお家との境(線)を調べたりしているよ。

みんなの土地やお家などの情報をコンピュータに記録すること
を登記といいます。登記をすることによって、権利が守られ、また、
安心して取引をすることができるようになります。

登記手続を行う法務局

地図を作成する法務局
法務局では、土地家屋調査士などの専門家が協力して地図を作成しています。
正確な地図が提供されることによって、土地と土地との境が
明らかになり、争いを予防することができます。

権利を守り、
争いを予防
しているのじゃ

こんなときにも 法 務 局

ひっかい 筆界はどこかな～。
う～ん。
おれ、ここだと思っただけだな。
ほうむきく そうだん 法務局に相談してみようか。
ほうむきく 法務局による調査 (筆界特定制度)
ひっかい 筆界がわかってよかったね！
ひっかい 筆界というのとはとなりの土地との境のことだよ。
ほうむきく 筆界のことでもあったことがあったら、法務局にそうだんしてね。

土地家屋調査士ってどんなお仕事？

土地家屋調査士は、みんなのくらしを支える土地と建物の専門家です。
家を建てたとき、筆界のことで困ったときは土地家屋調査士に相談してね。

「きょうかい君」と「あいちゃん」

きょうかい君・あいちゃんは、愛知県で生まれた、「境界統」をモチーフにしたキャラクターです。
日々、土地家屋調査士の広報活動のためにがんばっています！

真面目で打たれ強く、正義の心を持っています。
落ち着きがあり、大事なものを守る力強さを秘めています。ちょっと頑固な面も・・・。

きょうかい君

あいちゃん

次の時間に登場するよ！(法務省地下1階サンクン広場)
・11時ころ ・13時ころ ・15時ころ

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 44

島根会

『ご縁の国しまね』

島根県土地家屋調査士会 谷口 洋平

私は高校を卒業するまで石川県で過ごし、その後、愛知県、東京都に住み、縁あって島根県出雲市へと移り住みました。島根県は人口約69万人、都道府県人口としては、二番目に少なく、高速道路が県全域で開通しておらず端から端まで車で移動すると4時間は覚悟しなければいけないほど交通の便もよくありません。一番近い都道府県は飛行機で行ける東京都ではないかと思うほどです。会員の皆さんには総会、研修会と集まるだけでもかなり負担をかけていると思います。

そんな島根県ですが、古事記、日本書紀、出雲国風土記と数々の神話の舞台となっています。その昔、出雲の創造神は大きな鋤を使って朝鮮半島から、網を使って北陸から大陸を引いてきて出雲の国を作ったそうです。神様の行いなのでスケールが大きいです。

その出雲の国を天上界の神々に譲る代わりに、高さ96メートルあったと言われる出雲大社を建ててもらい、そこで見えない縁や人の運命について治めることを約束させたのが大国主大神だそうです。出雲といえば縁結びというのも理由があったのですね。

出雲大社では11月(旧暦10月)は、八百万の神様が、日本全国から集まり、色々な物の縁結びを決める会議をするといわれています。以上のようなことから11月を、日本全国の神社では、神様が出雲大社に出張中とのことで「神様がいない月」として「神無月」と呼び、出雲の国では11月に日本全国から神々が来られるので「神在月」と呼ばれています。出雲大社本殿の両脇には会議を終えた神様用のホテルも用意されています。旧暦10月10日から7日間行われる神迎祭の間のみ、このホテルの扉が開かれています。神様がいらっしゃるのかな?と見て歩くのも楽しいのではないのでしょうか。

また、島根県には多くの名所や日本一のものがあります。出雲大社には日本一の大しめ縄、日本一の大鳥居もあり、見事です。そのほか平成27年に国宝に指定され、日本さくら名所100選にも選ばれている松江城。世界ジオパークネットワークに認定され、日本海の秘境の大自然を体験できる隠岐諸島。米国の日本庭園専門雑誌ジャーナル・オブ・ジャパニーズ・ガーデニングが行っている日本庭園ランキングで、初回から連続で庭園日本一に選出されている足立美術館。世界遺産登録10周年を迎えた石見銀山。高さ太さなど全てにおいて日本一、国の天然



神様の玄関口稲佐の浜



出雲大社神楽殿の大しめ縄

記念物に指定された三隅大平桜。日本一の灯塔の高さを持つ石造の日御碕^{ひのみさき}灯台。仁摩サンドミュージアムにある世界最大の一年計砂時計。湯船全てがまるで化粧水といわれる松江玉造温泉には広さ120坪、日本一の混浴大露天風呂があります。ちなみに島根県民は県税納付率、選挙投票率が日本一だそうです。まじめな県民性が分かるデータではないでしょうか。



従来よりも小型の風力発電

土地家屋調査士業務としましては、人口減の傾向にある島根県ですので、管理者不在地や、空き家に当たることが多く、原野山林と化した土地も多くあります。近隣住民も苦情を伝える相手が分からず、我慢するのみの状態です。そんな中、最近では太陽光発電や風力発電地として利用される土地が増えてきています。土地家屋調査士として地域貢献できる事業であり、地元説明会等、官民一体の場に参加できるのは土地家屋調査士を知ってもらい良い機会でもあります。メリットばかりではないでしょうが、放置されていた土地が、役立つ土地へと生き返る、選択肢の一つとしては悪くないと思います。

今回の原稿作成に当たり、改めて地元を知ることができました。興味を持っていただけた方は、是非、島根県へお越しください。



埼玉会

『^{いにしえ}古の道、峠、そして山々』

埼玉土地家屋調査士会 竹越 学

埼玉県は、関東平野の西側に位置する海に接していない、いわゆる「海無し県」です。面積は3,797 km²で全国39番目ですが、そのうち「宅地」面積は750 km²でこれは全国4番目、人口は約728万人で同じく5番目です。なお、埼玉会の会員数は、現在826名で、これも5番目、埼玉会の場合、会員数は人口に比例してかなり多いです。

埼玉県には、江戸時代に五街道の一つの中山道^{なかせんどう}が県の南から北西へと通過していました。中山道は、江戸の日本橋から始めて京都の三条大橋まで、埼玉県内は戸田から本庄まで、約19里(約75 km)の道のりです。

県内の中山道の宿場に「熊谷宿^{くまがや}」があります。この熊谷宿は、現在の「熊谷市」で市街地の南に一級河川の荒川を従え、人口約19万人の県北部最大の都市です。熊谷市は昔からスポーツのラグビーが盛んで、元全日本の名スクラムハーフの宿沢広朗選手の育っ

た所です。また、2019年にはラグビーワールドカップが開催されます。

江戸時代からこの熊谷宿を基点に、現在の寄居町^{よりい}、長瀨町^{ながとろまち}、皆野町^{みな の まち}を通して県の西の端の秩父市から峠を越え、山梨県の甲府まで「秩父往還^{ちちぶ おうかん}」という、甲州街道の脇道がありました。この秩父往還の埼玉県と山梨県の境は、標高2,082 mの峠道です。これは現在の国道140号線で、当時の峠はトンネルとなりましたが、この峠は「雁坂峠^{かりさか}」といってかなりの難所でした。峠の名前の由来は、渡り鳥の雁が秩父山地を横断する時、この峠の窪みの低い所を利用していったためといわれています。また、国道140号線は、このトンネルができるまで、この峠の部分は、車が通行することができない、開かずの国道とされ、長い間、道路地図にその部分だけ点線で描かれていました。また、その道路地図を信じて、自転車で通行しようとした青年が、峠の途中で道に迷って命を落

としたこともありました。なお、トンネルの開通は、平成の時代に入ってからです。

現在、この秩父往還は、埼玉県側を「彩甲斐街道」、山梨県側を「雁坂みち」と呼ばれていますが、昔は、山梨側も「秩父往還」として呼ばれ、親しまれてきました。平成に入って、時の行政の発案で公募した「彩の国」という呼び名を使って埼玉県をイメージアップすることになり、「秩父往還」も山梨県側の同意なしで「彩甲斐街道」として改名しました。しかし、これにより、山梨県側の当時の昔の「秩父往還」の道しるべは、全て取り外され、山梨県は代わりに「雁坂みち」として甲府から雁坂トンネルまでの道しるべを全て交換してしまいました。

実は、私たちの大先輩の伊能忠敬先生も第8次測量にこの秩父往還を途中まで利用して秩父へ測量にきています。私の実家はその「秩父往還」沿いにありました。また、出身中学校の校舎とグラウンドの間にも「秩父往還」が横断していましたので寂しい思いです。

先程の雁坂峠から奥秩父山地の尾根沿いに北西に約5km行った所に埼玉県最高峰の「三宝山」があります。埼玉県秩父市と長野県南佐久郡川上村の境にある、標高2,483mの山で一等三角点があります。この山に私が小学校の高学年の時、林業をやっていた親戚の人たちと一緒に十文字峠から登りました。その時に三宝山の山頂に基準点測量の測標の櫓がありました。当時の私は、なんで盆踊りの櫓がここにあるのかと思いましたが、成人して、大阪の近畿測量専門学校で学んだ時、この櫓のことがやっと判りました。

最近になり、そのことを懐かしく思い、三宝山に

登り確かめて来ました。あれから50年近く前のことですが、山頂の一等三角点の近くに朽ち果ててはいるが当時の櫓を分解してきれいに積んであるのが見つかりました。また、その材木には釘が何箇所か残っていました。半世紀近く前の記憶と現在の仕事重なって、とても不思議な感じがしました。

しかし、それより大変なことを発見しました。このことは黙っているべきか悩みましたが、思い切って告白します。この山は一応、埼玉県最高峰となっていますが、最高峰の三角点の標石は山頂部の家が一軒位建てられる平な場所の中心から少し長野県に入った方にあります。国土地理院の点の記の住所も、長野県南佐久郡川上村大字梓川1番地となっています。これは困ります。正式に長野県側から境界立会の要請があったら如何しよう？なんて職業柄考えてしまいました。でも、長野県には、標高3,190mの日本第3位の山があるから埼玉県の2,000m級の山には関心がないと思って、勝手に安心しています。因みに奥穂高岳は、長野県と岐阜県に跨っています。どこも難しいですね。

この奥秩父には、今年、元日から脚光を浴びた山があります。埼玉県と東京都と山梨県に跨る標高2,017mの「雲取山」です。ここも一等三角点があり、百名山の一つで今年の西暦2017年と標高が同じと言うことで、元日から多くの登山者が訪れています。この山は、東京都最高峰でもあります。雲取山の山頂からは富士山、筑波山などの山々や、東京タワー、東京スカイツリーなどの東京都心の構造物が眺望できます。

埼玉県には宅地も多く仕事にもなり、しかも山もある、魅力ある愛しき我が会、我が地元です。



三宝山(埼玉県最高峰)



元日の雲取山(標高2,017m)

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



8月16日
～9月15日

ここ水道橋界隈もすっかり秋めいてきましたが、学生の多い街なので、とても活気があり、色で表現すると「金色」ほどの派手さはないけれど、品の良い「オレンジに近い銀色」そんな風景の中で会務に勤しんでいます。

8月

19日 今川嘉典君の日本司法書士会連合会会長就任祝賀会

私と同じくして今期、日本司法書士会連合会の会長に就任された今川会長の祝賀会に出席。今川会長からは、強い決意とリーダーシップが溢れ、私からも、日調連共々国民の皆さんにより近い存在を目指すことが大切であると、ご挨拶させていただいた。

20日 福島会五十嵐欽哉名誉会長の葬儀に参列

福島会の五十嵐名誉会長がご逝去されたとの報に触れ、半信半疑のまま福島県喜多方に向かう。福島会からも東北ブロックからも多くの土地家屋調査士が参列されている中、斎場に到着し、現実に戻ったところである。昨秋の黄綬褒章を受章された際の食事会で一緒にさせていただいたのが最後になってしまった。心からご冥福をお祈りします…。

23日 法務省民事局民事第二課との打合せ(土地家屋調査士法における欠格事由について)

法務省から民事第二課長が連合会を訪ねて来られ、加賀谷副会長、柳澤専務理事、佐藤総務部長も同席の上、会長室にて応接。土地家屋調査士法第5条(欠格事由)について、成年後見人等の権利の制限に係る措置に関する見直しの観点から打合せを行う。

23日 第6回正副会長会議

正副会長会議を開催し、定時総会からの2か月間を

総括するとともに、年度内事業等について常任理事会における審議、協議事項を確認する。

23日 法務省法務総合研究所主催 平成29年度ミャンマー不動産制度共同研究研修会

法務省国際協力部からの依頼もあり、ミャンマー国の司法省、建設省、農林省等の担当者向けに、不動産登記、特に表示に関する部分に関して、日本のシステムと土地家屋調査士という資格者の関わりについて常任理事会全員参加の下、担当役員からプレゼンを行う。訪問団への私からの挨拶の最初の言葉は「ミンガラ バー(こんにちは)」。最後に「チェーズーティン バーデェ(ありがとうございました)」。昨年は同様の企画としてベトナム司法省に訪問いただいたところであり、多くの先輩達が蒔いてくれた国際的視野での活動が少しずつ芽を出してきたことを実感する。

23、24日 第3回常任理事会

定時総会後、今期の常任理事会としては初招集となる。慣れない環境となり大変だと推察するが、とにかく体に気を付けて会務に当たるようお願いし、課題に対して「経緯と経過を整理確認し、問題点と課題を抽出・分析の後、対応策を提案・協議」を活動基本としてもらうよう指示。私からは、今年度の新人研修会には、岡田が全ての会場に出向き、挨拶させてほしい旨、土地家屋調査士試験の申込者数が19年ぶりにプラスに転じたこと等を報告。

24日 参議院議員井原巧「巧友会 政経フォーラム」

私の地元、愛媛選挙区からの参議院議員である井原巧先生のフォーラムに参加。先生の座右の銘でもある「信は力なり」と「知恵と工夫は愛情から」をキーワードに、国民、特に若者の皆さんに政治に関心を持ってもらうための活動について報告いただく。

24日 ミャンマー不動産制度共同研究懇談会に出席

23日に訪問いただいたミャンマー国の皆さんとの懇談会に、当日のプレゼンを担当した小野副会長と山田研究員(東京会)とともに参加。その場で歓迎の挨拶を頼まれ、またしても「ミンガラ バー(こんにちは)」と最後は「チェーズーティン バーデェ(ありがとうございました)」。法務省やJICAの方々も大勢出席され、とても和やかな空気の中での懇談会。ミャンマーの皆さんは、プレゼンの時とは違った雰囲気の正装でもある民族衣装(タイポンとロン

ジー)を身に付けられ、国際色豊かで素敵な時間を過ごさせていただいた。同行の小野副会長と山田研究員は、お開き後も民族衣装の人々や主催者の皆さんと話し込んでいた姿が印象的。

9月

2日 舟山政明氏黄綬褒章受章記念祝賀会

仙台国際ホテルで開催された舟山政明先生の祝賀会に出席。先生は、平成29年春の黄綬褒章に輝いた土地家屋調査士7名の内のお一人。舟山先生は、見るからに温厚そうで、怒ったことはあるのかな?と思ひ、奥様に尋ねてみたが、奥様も舟山先生が怒ったのは見たことがないそうだ。人間、かくありたい。先生の謝辞の中で「網膜に映る姿は、みんな同じだけど、私たち土地家屋調査士は、そこから更に何を見るかが大切だと思う。」とのお言葉に身が震える思いがしたところである。

7日 第7回正副会長会議

副会長、専務、総務部長を招集し正副会長会議を開催。主には、午後からの理事会を視野に入れた各部報告と提案等につき協議する。特に、喫緊の課題と対応策について時間を多く取っての会議となった。

7、8日 第3回理事会

先の常任理事会でもお願いしたところ、全ての理事、監事に再度の確認として、第一義に体に気を付けて会務に当たるようお願いすると同時に、課題に対して「経緯と経過を整理確認し、問題点と課題を抽出・分析の後、対応策を提案・協議」を活動基本としてもらうよう確認。土地家屋調査士試験の申込者数が19年ぶりにプラスに転じたことを報告し、次の一手を打つべく活動を指示するとともに、私たちに残された時間は21か月であり、全ての対策と事業について「今期の成果」を出すことを常に意識しての会務対応を指示したところである。

8日 葉梨康弘法務副大臣への表敬訪問

加賀谷・戸倉・小野各副会長、柳澤専務同行の上、今般の内閣改造で法務副大臣に就任された葉梨康弘議員へご挨拶に伺う。葉梨議員は2年ほど前にも法務副大臣を務められており、法務行政全般に明るい先生で、私たちに関係する法第14条地図作成事業や筆界特定制度と境界ADRの連携、さらには相続登記未了問題、空き家問題、所有者不明土地問題

等々、話題が次々と展開され、時間を忘れての訪問となった。

9日 高野國範氏黄綬褒章受章お祝いの集い

富山市で開催された、高野國範先生の祝賀会に出席。会場には、270名を超える人々が集い、先生のお人柄そのままに高校時代の恩師、友人も駆けつけられ、先生の地元・砺波特産のチューリップのような明るい笑顔が咲きほこる祝賀会だった。高野先生の好きな言葉は、球聖といわれた伝説のゴルファー、ボビー・ジョーンズの「人生での価値は、どれほどの財を得たかではなく、どれだけ多くの友と出会えたか。」なるほど、高野先生の原点を教えていただいた気がする。

10、11日 第32回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

今年の連合会親睦ゴルフ大会は、三重会と中部ブロック協議会にお世話いただき、三重県志摩市のホテル志摩スペイン村にて前夜祭、ゴルフ大会は近鉄賢島カンツリークラブ、観光組は賢島クルーズや伊勢神宮参拝と盛りだくさんの企画であった。私から提供の日調連会長賞は、少しだけ高級な「雨傘」を自虐ネタとして贈らせていただいた。前夜祭、観光も含め、参加いただいた皆さんの楽しそうな笑顔を見ると、親睦事業を継続することの必要性を実感。そして、今回の準備をいただいた三重会の皆さんに感謝申し上げます。

14日 「所有者不明土地問題を考える」シンポジウム及び懇親会

岐阜会が主催し、岐阜地方法務局共催で開催された標記シンポジウムに参加。基調講演は、所有者不明土地問題の第一人者である早稲田大学大学院教授の山野目章夫教授である。いつもとおりの切れ味鋭い論調で講演いただいたが、最後に「不動産登記制度とそれへの人々の信頼は『国の宝』であり、登記制度という財産を受け継ぎ、伝えることが非常に重要である。」とのお話は全く同感であり、かつ心に残るところである。また、環境省の方からも東北大震災復興現場における所有者不明土地問題の実例と対応法を講演いただいた。その後、山野目教授をコーディネーターにパネルディスカッションも行われ、充実したシンポジウムの時間を岐阜で過ごせたところである。

8月

23日

第6回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 平成29年度第3回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 取材の対応について
- 3 登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会(仮称)の構成員の推薦について

23日、24日

第3回常任理事会

＜審議事項＞

- 1 平成30年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 制度対策本部、大規模災害復興支援対策本部及び各種委員会等における委員等の選任について
- 3 第13回土地家屋調査士特別研修の実施について

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士と制度のグランドデザイン(案)の取扱いと今後の進め方について
- 2 平成29年度第1回全国会長会議の運営等について
- 3 大規模災害等における被災会員の被害状況報告への対応について
- 4 平成30年度の親睦事業について
- 5 予算管理月報の公開範囲について
- 6 平成30年度予算(案)の編成について
- 7 eラーニングコンテンツの制作に係る業務委託契約の更新について

第3回常任理事会業務監査

31日

第2回研究所会議

＜協議事項＞

- 1 平成29年度研究所全体会議の事前協議について
- 2 G空間EXPO2017について
- 3 地籍問題研究会定例研究会について
- 4 研究所会議の日程調整について

9月

5日

第2回社会事業部会

＜協議事項＞

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成等基準点測量作業規程及び法務省不動産登記法第14条地図作成等基準点測量作業規程の解説書の改訂について
- 2 平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の総括について
- 3 空き家問題への土地家屋調査士の役割について
- 4 建物所在図作成への対応について
- 5 社会事業部担当の委員会について

5日、6日

第2回調測要領委員会

＜協議事項＞

- 1 調査・測量実施要領の改訂について
- 2 委員会の日程について

7日

第7回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 平成29年度第3回理事会審議事項及び協議事項の対応について

7日、8日

第3回理事会

＜審議事項＞

- 1 平成30年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 第13回土地家屋調査士特別研修の実施について

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士と制度のグランドデザイン(案)の取扱いと今後の進め方について
- 2 平成29年度第1回全国会長会議の運営等について
- 3 平成30年度予算(案)の編成について
- 4 G空間EXPO2017での実施内容について

第3回理事会業務監査

14日

第2回特別研修運営委員会

＜協議事項＞

- 1 今期における委員の役割分担について
- 2 第13回土地家屋調査士特別研修について
- 3 第14回土地家屋調査士特別研修について
- 4 平成30年度特別研修運営委員会事業計画(案)について

土地家屋調査士になろう!

広報キャラクター
「地識くん」



「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第3条第2項第1号に定める研修として、これまで特別研修を12回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

1 ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。

2 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

3 45時間の集中研修で、法律知識の更なるスキルアップが図れます。

4 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。

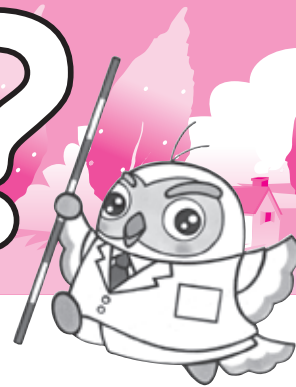
5 ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。

6 共同受任する弁護士とのコラボレートに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、65年を越える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

特別研修とは？



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円になります。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第13回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

憲法：毛利透講師／京都大学大学院教授

ADR代理と専門家責任：久保英幸講師／弁護士

民法：山野目章夫講師／早稲田大学大学院教授

所有権紛争と民事訴訟：鈴木秀彦講師／弁護士

民事訴訟法：山本和彦講師／一橋大学大学院教授

筆界確定訴訟の実務：永谷典雄講師／東京地方裁判所判事

2 グループ研修（15時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第13回特別研修の日程

- 1 基礎研修：平成30年2月9日（金）から11日（日）
- 2 グループ研修：平成30年2月12日（月）から3月15日（木）
- 3 集合研修：平成30年3月16日（金）、17日（土）
- 4 総合講義：平成30年3月18日（日）
- 5 考査：平成30年3月31日（土）



特別研修の受講体験者の声



埼玉会 大谷和孝会員（第10回特別研修受講・平成26年度）

私が土地家屋調査士特別研修を受講したのは、土地家屋調査士の登録をしたばかりで、時間に余裕がある今のうちに、取得できる資格は取っておこうと思ったからです。

第10回ということもあり、一緒に受講した方々も、土地家屋調査士試験に合格して、その流れで受講している人が多かったです。同時期に登録した他支部の土地家屋調査士と知り合い、境界について討論できたことは大変良い経験になりました。

私の周りには受講済みの先輩方が多くいましたので、感想や試験の難しさを尋ねると、「簡単だったよ。まず、落ちない。」という人から、「ちゃんと勉強しないと受からないよ。」という人まで様々でした。

受講してみて感じたことは、この資格は、試験に向かう姿勢、考え方で難易度が変わるということです。

過去問を解いて、パターンを分析し、解答するのであれば、確かに土地家屋調査士試験に比べれば難しくないかもしれません。

しかし、この問題を自分が受けた仕事として向き合くと、格段に難易度が上がるのです。

自分のお客様と相手の意見。法に準することは当然ですが、それをどう解釈するか。その中でどちらにも納得していただき、かつ、その後にも問題を残さないためには？いろいろなパターンが考えられ、急に解答するのが難しくなるのです。そのため、グループでの討論も深くなり、私が見落としていたことをメンバーが気付かせてくれたこともありました。面倒に感じがちなの、グループ研修が楽しかったことを憶えています。

ADR認定土地家屋調査士に、少しでも興味があり、二の足を踏んでいるのであれば、自分の幅を広げる機会として受講をお勧めします。

岡山会 佐藤勝政会員（第10回特別研修受講・平成26年度）

私は土地家屋調査士会に登録した翌年、土地家屋調査士特別研修を受講しました。入会の面接時に会長から特別研修受講のお誘いを受け、研修日程が始まるのを待ちかねていたという感じです。前提となる知識・経験が乏しいがゆえに、ADR認定土地家屋調査士の資格を取ることは、スキルアップとして当然という認識でした。

研修の流れは、まず基礎研修という名のDVD視聴による受講です。ここは基本的に「辛抱」ですが、特に民事訴訟法は集中が必要です。後のグループ研修・討論のベースとなりますので。次のグループ研修で、課題について答弁書等を起案します。我々のグループは全員が登録後1年ほどの若輩者でしたが、それでも様々な意見・見方が飛び交い、一通の起案書にまとめ上げるのは大変でした。最後に、中国ブロック5県の受講者が広島に集合し、弁護士の先生による解説と各グループの意見発表及び討論となります。グループ内部では思い付きもしなかった意見が提出されたり、弁護士の先生の調停・訴訟におけるテクニックの一端が伺えたりと非常に有意義な三日間でした。全体として、費用対効果の高い、良く考えられた研修課程だと考えます。また、最終審査は気を引き締めて受けないと普通に不合格となり得る難しい試験ですし、制度趣旨から考えてそうあるべきだと思います。

筆界特定・ADR・裁判の各制度の沿革・適用事例、また筆界と所有権界の違いを明確にイメージしておくことは、日常業務における関係者への説明に説得力を持たせる上で極めて有効であると、実務経験を積むにつれ感じています。まだ受講されていない方は是非ご検討ください。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

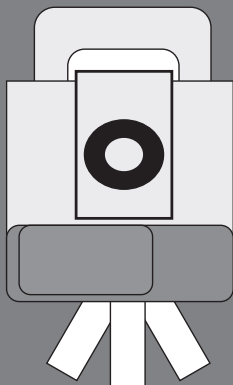
平成29年 8月 1日付
愛知 2939 勝尾 幸仁 愛知 2940 由谷 努
岐阜 1285 高橋 紘平 岐阜 1286 矢崎 修二
岩手 1157 平野 貴行
平成29年 8月10日付
東京 8010 飯田 基寛 埼玉 2651 山下由利子
札幌 1199 中橋 誠一
平成29年 8月21日付
栃木 936 中山 和也 岐阜 1287 林田 丈祐
札幌 1200 浜地 宏一

登録取消し者は次のとおりです。

平成29年 6月19日付 東京 2199 福永 兼義
平成29年 6月27日付 群馬 547 須永 重紀
平成29年 7月 4日付 札幌 863 西村 秀樹
平成29年 7月11日付
栃木 439 高橋 健 兵庫 429 森口 久忠
平成29年 7月14日付 茨城 832 宇梶 利行
平成29年 8月 1日付
東京 7627 大谷 剛 埼玉 1781 靄林 恒憲
大阪 2289 伊藤 康一 京都 879 大矢 好樹
石川 517 吉倉 修一 富山 142 八嶋健太郎
岡山 910 頓宮 利夫
平成29年 8月10日付
栃木 591 高橋貞二郎 群馬 724 相澤 峰司
兵庫 668 伊崎 保 奈良 173 中谷 泰丈
愛知 1415 角谷 孝治 宮城 587 亀山 賢
宮城 1011 佐々木宏明 福島 764 鈴木 亨

ADR 認定土地家屋調査士登録者は
次のとおりです。

平成29年 8月 1日付 愛知 2939 勝尾 幸仁
平成29年 8月10日付 静岡 1740 塩川 哲也
平成29年 8月21日付 栃木 936 中山 和也



測量機器総合保険 (動産総合保険)のご案内

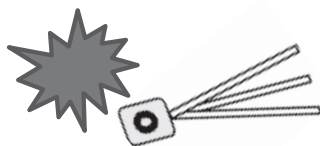
保険期間：平成29年4月1日午後4時から1年間
(中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。)

この機会に是非
ご検討ください！



お支払い例①

測量中誤って測量機器を
倒し壊れた



お支払い例②

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に
保管中に盗難にあった。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットを下記までご請求願います。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B16-102887 使用期限:2018年4月1日

「国民年金基金を掛けていてよかった！」

長野会 松本 誠吾

よかった！と分る歳になった。若い頃は生活なんて何とかなると暢気に構えていた頃があった。しかし、人生は次から次とステージを変え、身体も傷み、体力も衰えてくる。この原稿依頼が無ければ「そんな時代もあったよね」だけであろうが、国民年金基金の加入率を聞いたところ、まだ掛けていない方が多々居られるとのこと、未加入の皆様に参加効果の有り難みを、多少なり参考になれば幸いである。

大学卒業後、測量設計事務所で休日返上で会社勤め、3年後、自分の存在を確かめたいと思い、昭和56年26歳で青年海外協力隊に参加した。29歳で帰国、復職し結婚。海外活動にも未練があったが、同じ職場で先に土地家屋調査士で独立開業し、仕事と趣味の時間を自由に作っている先輩の姿に憧れ、独立心が芽生えた。

平成2年36歳のとき合格し翌年に開業。既に子供が3人になり、皆様からの支援のおかげで仕事にも恵まれ、半徹で働きつつもその分、家族旅行もできるようになっていた。ただ、社会保険当時は当たり前だった定期検診が、開業後国民健康保険になったことにより、近所の公民館で行われる簡易検診は違和感があったことを覚えている。

国民年金基金に加入したのは、平成10年43歳の時である。20～30代はいくら飲もうが、徹夜で仕事をしようが平気だったので病気や老後保障のことは考えたことがなかったが、久々の海外旅行での爆食い。帰路の飛行機の中で痛風を発症した。

話しても同情されず、捻挫したと皆には答えたが、松葉杖、車いすを初めて使った。経験したことのない痛みと医者の脅かしが効いて、国民年金基金に加入し、生命保険の追加も行った。男の厄年を風説と思っていたが、奇しくも手続きまもなくお袋が心不全で倒れた。その数年後、勧められ小規模企業共済にも加入した。

我が家は私の両親と同居で、独立開業後の生活、子育てに非常に助けられてきたが一転、お袋の長期入院から介護が始まり、平成16年に他界した。同年おやじも看病がたり、脳梗塞で同時入院、要介護者となり10年後に他界した。思えば43歳以降は、病院通いの日々が日常となり、女房と共に家を空けることは無くなっていた。

50歳から女房とアーチェリー（高齢者でもできるコンパウンドという種目）を始めた。自宅の近くに射場があること、二人共通の趣味で行えること、自由な時間にいつでもできること、似たような環境の友、障害のある身体で頑張っている友に出会えたこともあって、三日坊主の私が今

も続けられている。また本会では49歳で歴史的資料収集委員を拝命、日常から過去への想像は癒やされる時間となった。今はそのご縁から会長を拝命している。

年金は60歳で支払いを終え、61歳から国民年金の繰上げ受給を始めた。2か月に一度入る年金は医療保険付き生命保険で全額飛んでいくが、年金で賄えるようになったので正に保険に思える。

若いときから保険を始めるのは最善であるが、気が付いたときから私のように始めても遅くはない。冒頭「よかった！と分る歳になった」と申し上げた。必ず何かの足しになる。ある日突然、我が身に想定外の人生が降りかかる。考えるチャンスである。一滴ずつ落ちていた水も還暦を迎える頃、気付けばコップ一杯呑めるくらいにはなっていた。

日本土地家屋調査士会連合会の共済制度は、会員ファーストで我々は恵まれていると感じる。国民年金基金は正に会員のメリットを優先し、会員を守るため日本土地家屋調査士会連合会がここまで築き上げてくれた制度であるが、充分活用されていないことは勿体なく残念に思う。

公務員、会社員の良い所は、退職後考えた公平なシステムが完成されていることだ。我々自営業者であっても、国民年金基金を若いときから始められれば同等以上にもなれる。自営業はシステムを自ら築いていくことも自営と呼ばれる所以であろう。

休みの無いステージで海外活動は無くなったが、その代わり地元で根を張る土地家屋調査士人生を得ることができた。昨年、思いもよらず転げ、肩を生まれて初めて骨折した。鏡を覗き込んで「若くなれ」と言ってやった。年齢とともにたくさんのものが次々と削られ奪われていくが、残されるものを大切にしていきたい。

半年間のリハビリで漸く弓が引けるようになり、6月のクラブ大会は完射できた。歴史的資料収集と史跡巡り、そして未練ある海外へ女房と旅に出かけたい。

あと2年先には本格的年金受給者となるが、見込みある金額が保障されていることは、心のゆとりと支えになり有り難いことである。



基金へのご加入について

ご注意ください

土地家屋調査士国民年金基金にご加入いただけるのは…

国民年金をお支払い中の、「土地家屋調査士の方」、「補助者の方」、「土地家屋調査士のご家族の方」となります。

たとえ短期間であっても、厚生年金になられたり、国民年金を免除されたりした場合は、基金への加入資格が無くなります。

基金へのご加入は60歳までが基本となりますが、国民年金で任意加入被保険者となった場合には、それと同期間だけ基金にもご加入いただけます。ただし、そのご年齢での再加入となり、掛金も変更となります。

土地家屋調査士
国民年金基金に
加入できます

国民年金をお支払い中の

土地家屋調査士

補助者

ご家族

基金の
加入資格が
無くなります

厚生年金に
なった

国民年金を
免除にした

ご加入後に土地家屋調査士を辞められた場合、その後ご本人が国民年金であれば、基金への加入は継続できます。



新

規加入には…

1万円 キャッシュバック

もれなく



TDR または USJ ペアチケット

* 東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンのいずれかになります

抽選で
毎月1組

増

口には…

2000円 キャッシュバック

1口につき

11月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

11月15日までがご加入・増口のチャンス!



土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

(平日 9:00~17:00)



庭紅葉

深谷健吾

鶴島と亀島対の庭紅葉
真つ白な壁に耳あり秋の風
村中の稲村中で刈りにけり
岩山の無人札所に木の実降る
秋うらら水かけ不動に水をかけ

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田 操

玉音の未だに耳に終戦日
蜩の声やみてより迫る闇
晩学は余生の糧や老の秋
戦争の昭和越えきし生身魂
行きずりに人と見紛ふ案山子翁

岐阜 堀越貞有

秋澄むや水面平らに長良川
賽銭の箱の鍵開け野分前
良き友と良き酒くみて月今宵
自然薯に負けぬねばりて掘り上げる
つぎつぎと道へはみ出す竹の春

愛知 鍋田建治

紫陽花の雨呼ぶ風か坂の里
炎天へ角を突き合ふ隠岐の牛
飛魚の翼光らせ跳ね飛べり

島根 やまつつじ

星空の星に聴かさう虫しぐれ
里山を下り来て庭へ秋の蝶
欄干にもたれ瀬音の宿涼し

今月の作品から

深谷健吾

島田 操

玉音の未だに耳に終戦日

「終戦日」とは、八月十五日。日本は、連合
国側のポツダム宣言を無条件で受託し、昭和
二十年のこの日、天皇はラジオを通じて第二
次世界大戦の終戦を国民に伝えた。以後「終
戦記念日」として戦争の根絶と平和を誓い、
戦没者を追悼する日となっている。提句は、
終戦記念日の哀悼の一句か。尚、この句のポ
イントは中七の「未だに耳に」のフレーズにあ
る。戦中派の方には、終戦日の天皇陛下の玉
音放送の声は死ぬまで脳裏から離れることは
ないと聞く。核兵器の廃絶と戦争の根絶は全
世界の願いである。戦争のない平和な世の中
にと俳句にされたことに拍手。素晴らしい一
句に感謝します。

堀越貞有

つぎつぎと道へはみ出す竹の春

「竹の春」とは、秋の季語。竹は普通の植物
と違って春に繁殖の時期を迎える。その頃は
地下茎から出る竹の子の方に養分をまわすの
で親竹は衰え、「竹の秋」を迎える。しかし秋
になると竹の子の生長した若竹もりつばな竹
となり親竹も青々と茂りを見せる。これを「竹

の春」と呼ぶ。竹を伐る時期もこの頃である。

提句は長良川沿いに続く藪より道へはみ出し
ている景を見ての一句か。秋になるともろも
ろの木は葉のない枯れ木の情景が多くなる中
で、生長して青々とした竹だけが目立つ存在
であるのはよいが、一方では道をふさぐ厄介
者でもある。「竹の春」の情景を詠んだ俳諧味
のある佳句である。

鍋田建治

炎天へ角を突き合ふ隠岐の牛

「炎天」とは、ぎらぎらと焼け付くような真
夏の空。赫灼と照る太陽に輝いた大空は、燃
えるばかりのすさまじさである。提句は、炎
天下の隠岐の島の闘牛を見ての一句か。隠岐
の島の民俗行事としては「牛突き」が知られる。
配流された後鳥羽上皇が喜んだという口承が
伝わる日本最古の闘牛と聞く。炎天下で繰り
広げられる闘牛の牛も、見物人もさぞかし大
変なこと。臨場感に優れた敬服の一句である。

やまつつじ

星空の星に聴かさう虫しぐれ

「虫時雨」は、「虫」の傍題。鳴くのはいずれ
も雄であり、虫の音色にはそれぞれ風情があ
り、所・時・数によって趣も違う。その声を
聞くと秋の寂しさが身に迫って感じられる。
「虫時雨」とは虫の鳴き競う音を時雨にたとえ
たこと。提句は、「星空」と「虫しぐれ」との微
妙な距離感が妙。秋のロマンチックな夜の哀
愁のある風情を適格に詠みとったところが素
晴らしい一句である。



土地家屋調査士の本棚

平成29年改正 住宅セーフティネット法の解説Q & A

住宅セーフティネット法制研究会 編

内 容

平成29年4月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(通称:住宅セーフティネット法)」が大きく改正され、高齢者、低額所得者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者にとって安心して暮らせる住宅を確保しやすくするための制度が創設されました。

本書では、賃貸住宅の登録制度や、補助制度などの新たな制度の概要をはじめ、制度を運用する上でのポイントをQ & A方式でわかりやすく解説しています。

申 込 方 法

電話またはファクシミリにてお問い合わせください

書籍等申込先宛先: 電話: 03-6892-6585(直通) FAX: 0120-953-495

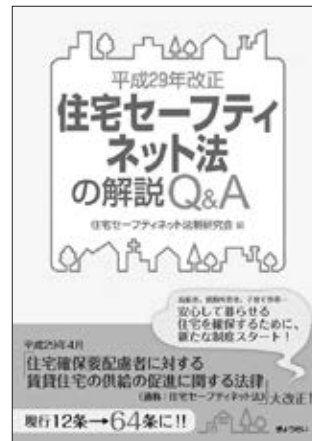
発 行 ・ 販 売: 〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11

株式会社ぎょうせい

担当: 出版営業部 浅野

URL <https://gyosei.jp>

電話: 03-6892-6585(直通) FAX: 0120-953-495



A5判 170ページ
定価(税込) 2,160円
割引価格(税込) 1,944円
送料 300円
※2部以上の注文に限り、
送料サービス
発刊元: 株式会社ぎょうせい
発行日: 平成29年8月25日

改正民法・品確法対応 Q & A 住宅紛争解決ハンドブック

第二東京弁護士会 住宅紛争審査会運営委員会 編著

内 容

本書は先の通常国会で成立した民法(債権関係)、それに伴う品確法、住宅瑕疵担保履行法等の改正を踏まえた住宅紛争問題について、具体的事例を交えたQ & A形式でわかりやすく解説しています。今回の改正では、瑕疵担保責任や欠陥があった場合の損害賠償請求債権の時効など、大きな影響があります。

事例は「新築売買」や「リフォーム」といった類型別に構成されており、約60の事例をもとに解決方法をわかりやすく解説しています。

申 込 方 法

電話またはファクシミリにてお問い合わせください

書籍等申込先宛先: 電話: 03-6892-6585(直通) FAX: 0120-953-495

発 行 ・ 販 売: 〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11

株式会社ぎょうせい

担当: 出版営業部 浅野

URL <https://gyosei.jp>

電話: 03-6892-6585(直通) FAX: 0120-953-495



A5判 295ページ
定価(税込) 3,996円
割引価格(税込) 3,596円
送料サービス
発刊元: 株式会社ぎょうせい
発行日: 平成29年9月10日

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 29 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

近畿ブロック協議会

記

開催日時 平成30年1月20日(土)午前10時 開始
平成30年1月21日(日)午後5時 終了

開催場所 大阪府大阪市住之江区南港北1-7-50
「ホテルコスモスクエア国際交流センター」
電話 06-6614-8711

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

受講対象者 開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員
なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先
までお問い合わせください。

編集後記

「準備をしておこう。チャンスはいつか訪れるものだ。」
～エイブラハム・リンカーン～

6月に開催された第74回定時総会をもって就任いたしました、会長、副会長、理事並びに監事の就任挨拶を3か月にわたり掲載いたしました。「平成29年度事業方針大綱」でお示ししましたとおり、土地家屋調査士制度の更なる充実・発展を目指すとともに、顕在化する「被成年後見人所有の土地」、「空き家」、「所有者不明の土地」、「管理放棄された土地」等の社会問題、また将来起こり得る自然災害等に対し、迅速・的確・適正に対応できるよう取り組んでまいります。リンカーンは、将来訪れるであろうチャンスを待っていたのではなく、自らチャンスを掴みにいったのだと考えます。不動産の表示に関する登記の専門家であるとともに、社会的諸問題解決の一翼を担う資格者として、国民の皆さまからの揺るぎない信用・信頼へつながるよう、役員33名をはじめ、

24の委員会・PT（プロジェクトチーム）のメンバー、事務局職員20名で邁進してまいります。改めまして、よろしくお願いいたします。

「事務所運営に必要な知識」では、本年5月30日から全面施行された「改正個人情報保護法」についてお届けいたしました。法改正により、土地家屋調査士の事務所を含む全ての事業者が対象となっています。普段から個人情報と向き合っていますが、あまり深く考えていなかったこともあるかもしれません。この機会に、皆さまの事務所で取り扱っている個人情報への対応についてご一考いただければと思います。

秋の気配がますます深まり、温かい食べ物が恋しくなる季節となりました。心も体も暖めて、一日一日を大切に過ごしていきたいですね。お酒はほどほどに。

広報部次長 山口賢一（長崎会）

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
送料（1年分） 1,008円

（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社